

紀南広域循環型社会形成推進地域計画

紀南環境広域施設組合
串本町古座川町衛生施設事務組合
田辺市
新宮市
みなべ町
白浜町
上富田町
すさみ町
那智勝浦町
太地町
古座川町
串本町

平成 27 年 12 月 22 日
平成 29 年 2 月 27 日変更
平成 30 年 11 月 20 日変更
平成 31 年 3 月 29 日変更
令和 元年 11 月 29 日変更
令和 3 年 3 月 5 日変更

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
3. 施策の内容	8
4. 計画のフォローアップと事後評価	46

添付資料

添付資料 1	対象地域図	48
添付資料 2	目標の設定に関するグラフ	49
添付資料 3	分別区分説明資料	51
添付資料 4	現有処理施設の概要	58
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	60
添付資料 5	指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ	64
添付資料 6	地域内の施設の現況と予定	67
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	68
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	69
その他参考資料		
参考資料様式 1	施設概要（リサイクル施設系）	77
参考資料様式 2	施設概要（熱回収施設系）	78
参考資料様式 4	施設概要（最終処分場系）	80
参考資料様式 6	施設概要（浄化槽系）	81
参考資料様式 7	計画支援概要	91

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、
那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町

面 積 2,454.23km²

人 口 206,519人 (平成26年10月1日現在)

(内訳)

市町村名	田辺市	新宮市	みなべ町	白浜町	上富田町
面積 (km ²)	1,026.91	255.23	120.28	200.96	57.37
人口 (人)	78,759	30,961	13,606	22,486	15,444
市町村名	すさみ町	那智勝浦町	太地町	古座川町	串本町
面積 (km ²)	174.46	183.31	5.81	294.23	135.67
人口 (人)	4,512	16,652	3,306	2,987	17,806

(2) 計画期間

本計画は平成22年4月1日から令和3年3月31日までの11年間における計画を第1期、第2期に分割したうちの、平成28年4月1日から令和3年3月31日の5年間に当たる第2期を計画期間とする。

本計画の対象地域内の一帯市町では単独又は共同で、田辺市地域（平成24～28年度）、白浜地域（平成23～29年度）、串本・古座川地域（平成22～27年度）、那智勝浦町・太地町地域（平成26～30年度）及びみなべ町（平成24～28年度）、上富田町（平成22～27年度）、すさみ町（平成27～31年度）の各地域計画を策定し、循環型社会形成推進に取り組んできたところであるが、本計画の対象地域の構成市町（2市8町）が共同して新たな最終処分場整備事業を実施していくことになったことから、既存の地域計画を変更し、それらの計画における平成28年度以降の内容（平成27年度以前に着手した施設整備事業で継続中のものも含む）を引き継いだ地域計画として新たに本計画を作成し、各事業主体において事業を推進していくものである。

なお、目標の達成状況や社会経済の情勢の変化を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本計画の対象地域である田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町（以下「構成市町」という。）は、和歌山県の南部に位置し、半島地域に該当（大半は過疎地域、山村地域にも該当）しており、大部分を占める山間部が海岸線にせまり、限られた場所に人口や産業の規模の小さい町が点在するという地理的な条件にある。

構成市町で発生したごみの中間処理（焼却処理等）については、現在単独の市町（田辺市、新宮市、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町）又は2町等から成る一部事務組合（上大中清掃施設組合、串本町古座川町衛生施設事務組合）に分かれて事務を行っている。既存施設の耐用年数等を考慮しつつ、施設の延命化の推進や広域化・集約化による施設整備を図っている。

最終処分については、現在6市町（田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、古座川町、串本町）及び1組合（大辺路衛生施設組合）が最終処分場を有しているものの、廃棄物の種類によって県外の民間事業者に委託しており、また、3市町（新宮市、那智勝浦町、太地町）は最終処分場を有しておらず、県外の民間事業者に処理を依存している。中間処理を行う単独市町又は一部事務組合におけるそれぞれの処分量が少ないとから、安定した処理とコスト縮減を図るため、構成市町全体を対象とする広域的な廃棄物最終処分場（産業廃棄物をあわせて処理する一般廃棄物最終処分場）を新たに整備することを計画している。

し尿処理については、2市町以上から成る一部事務組合（串本町古座川町衛生施設事務組合、那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合、田辺市周辺衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、富田川衛生施設組合）に分かれて事務を行っている。

生活排水については、今後も合併浄化槽の整備を促進し、生活排水の適正処理を図る。

なお、「し尿処理・浄化槽関係」における田辺市の一地域（旧本宮町）と新宮市については、対象外地域である県内1村（北山村）及び隣県2町（三重県紀宝町、御浜町）を含めた2市2町1村から成る一部事務組合（紀南環境衛生施設事務組合）において事をおこなっている。

今後も構成市町では、各構成市町の一般廃棄物処理基本計画に掲げている目標を達成すると共に、この地域に暮らす住民、事業者と連携、協力しながら廃棄物の発生抑制や排出抑制、資源化、減量化に取り組み、紀南広域において持続的な発展が可能な資源循環型社会システムを構築する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

可燃ごみの処理については、原則として和歌山県ごみ処理広域化計画（平成11年3月策定、平成16年7月第2次改定）に基づく田辺広域ブロック構成市町（田辺市、白浜町、上富田町、みなべ町、すさみ町の5市町）と新宮広域ブロック構成市町（新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町の5市町）ごとにごみの広域処理を検討する。

田辺広域ブロックでは、田辺市（旧大塔村、旧中辺路町）と上富田町が上大中清掃施設組合において焼却処理し、白浜町（旧日置川町）とすさみ町が大辺路衛生施設組合において最終処分の一部を共同で行っている。

新宮広域ブロックについては、現串本町と古座川町が串本町古座川町衛生施設事務組合により焼却処理及びし尿処理を行っている。今後各広域ブロックにおいて施設の集約化を図っていく。

最終処分については、廃棄物の適正な処理に関する事項を公共関与の必要性を含めて広域的な見地から検討を行うことを目的として、平成14年11月「紀南地域廃棄物処理促進協議会」が設立され、協議会に諮問機関である「紀南地域廃棄物適正処理検討員会」を組織し、平成16年3月に「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」、平成17年3月に「紀南地域にふさわしい最終処分場の用地選定について」の答申を得た。これらの答申をうけ、平成17年7月に和歌山県、11市町村（構成市町+北山村）、産業界（2商工会議所、14商工会）が一体となり公共関与の事業主体である財団法人紀南環境整備公社（平成17年12月1日廃棄物処理センター指定）を設立し、広域廃棄物最終処分場整備事業に取り組んできた。その後、事業を引き継ぐ新たな事業主体として、公社構成団体中10市町（構成市町）により、地方自治法に基づく一部事務組合である紀南環境広域施設組合を平成25年8月1日に設立している。

し尿処理については、現状の処理体制を維持しつつも各施設の処理状況、稼働年数等を考慮して適宜施設の集約化の検討を行っていく。生活排水については、各構成市町で合併浄化槽の設置基數拡大を図る。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

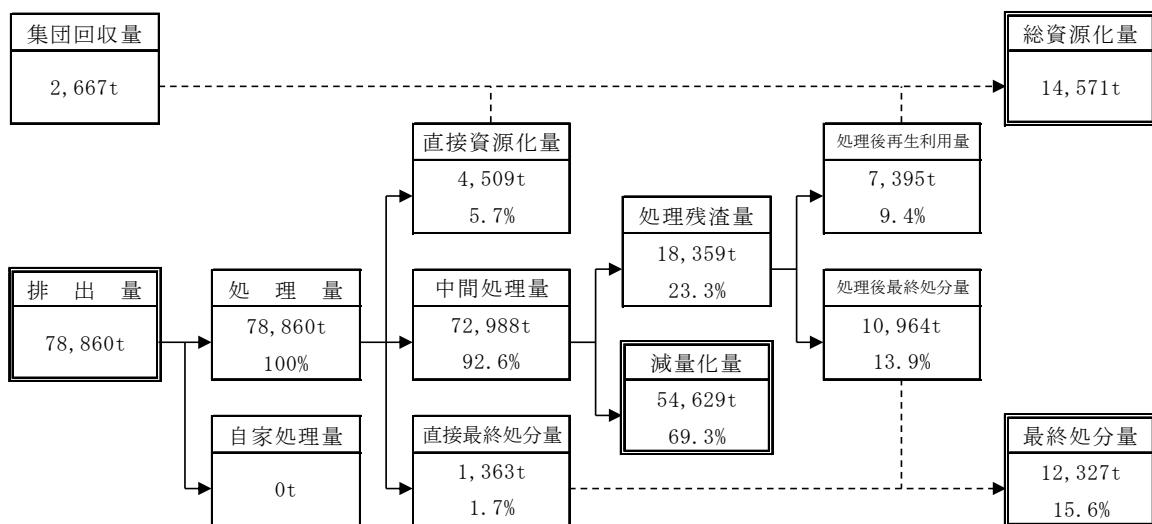
平成26年度の本地域における一般廃棄物の排出、処理状況は、図1のとおりである。

総排出量は集団回収量も含め、81,527トンであり、再生利用される「総資源化量」は14,571トン、リサイクル率 [= (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)] は17.9%である。

中間処理による減量化量は、54,629トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね7割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の15.6%に当たる12,327トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は61,748トンである。

また、田辺市ごみ処理場、新宮市クリーンセンター、白浜町清掃センター及び那智勝浦町クリーンセンターでは余熱利用、太地町清掃センターではごみのRDF化を行っている。



※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

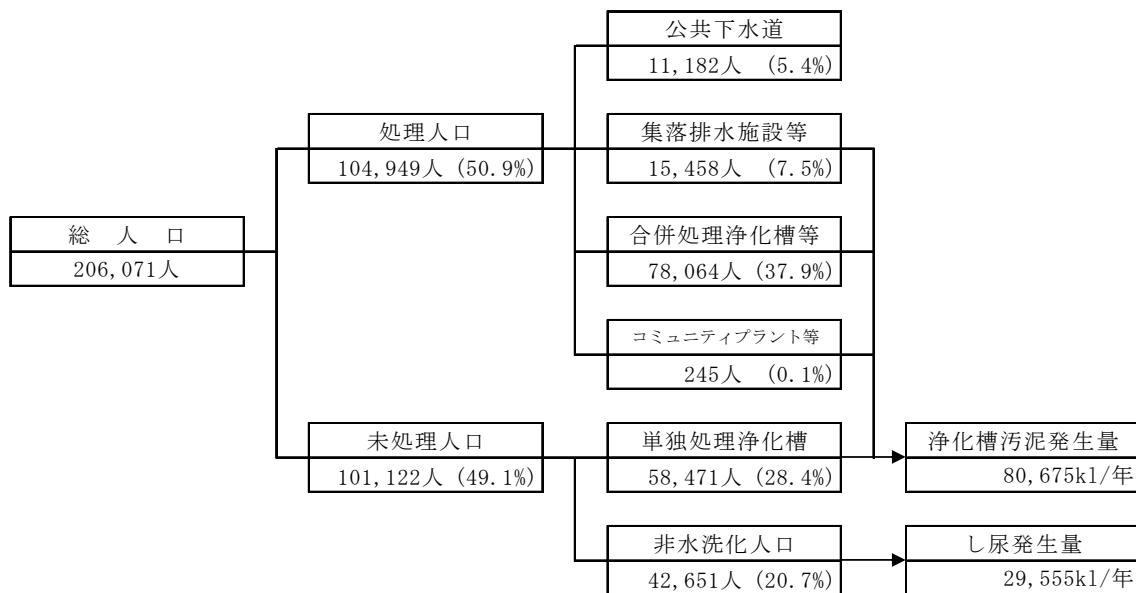
図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成26年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成26年度の本地域における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は全体で206,071人であり、処理人口は104,949人、汚水衛生処理率は50.9%である。

し尿発生量は29,555k1/年、浄化槽汚泥発生量は80,675k1/年であり、処理・処分量（=収集・運搬量）は110,230k1/年である。



※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図2 生活排水の処理状況フロー（平成26年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (平成26年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (令和3年度)
排 出 量	事業系 総排出量	24,761 トン	23,220 トン (-6.2%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.83 トン/事務所	1.83 トン/事務所 (0.0%)
	生活系 総排出量	54,099 トン	46,186 トン (-14.6%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	262 kg/人	240 kg/人 (-8.4%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	78,860 トン	69,406 トン (-12.0%)
再生利用量	直接資源化量	4,509 トン (5.7%)	5,364 トン (7.7%)
	総資源化量	14,571 トン (17.9%)	15,528 トン (21.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱回収量)	0 MWh 27,618 GJ	0 MWh 1,333 GJ
減量化量	中間処理による減量化量	54,629 トン (69.3%)	47,966 トン (69.1%)
最終処分量	埋立最終処分量	12,327 トン (15.6%)	9,531 トン (13.7%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。但し、総資源化量は総排出量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量)= {(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)= {(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

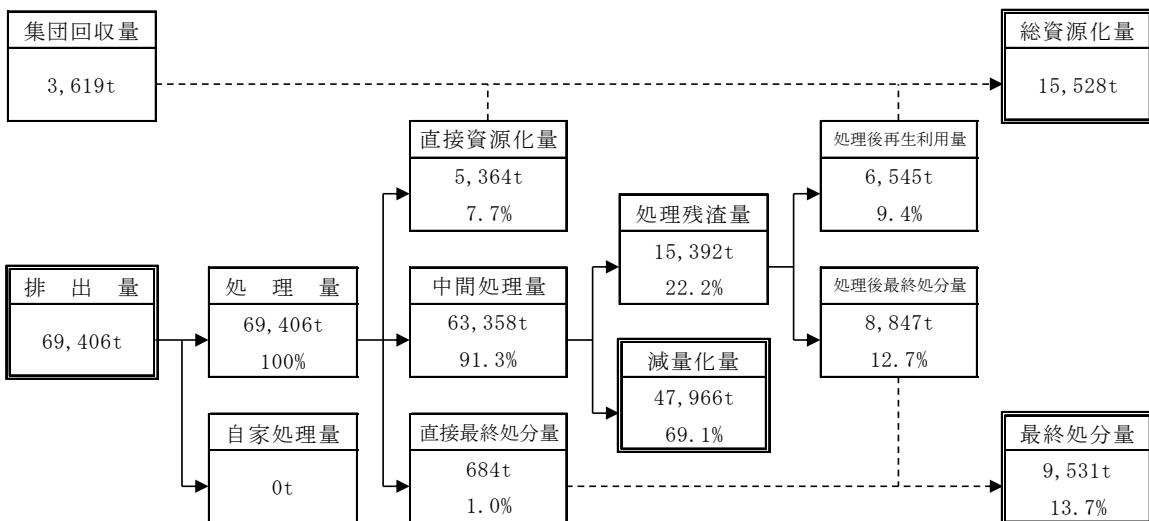
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

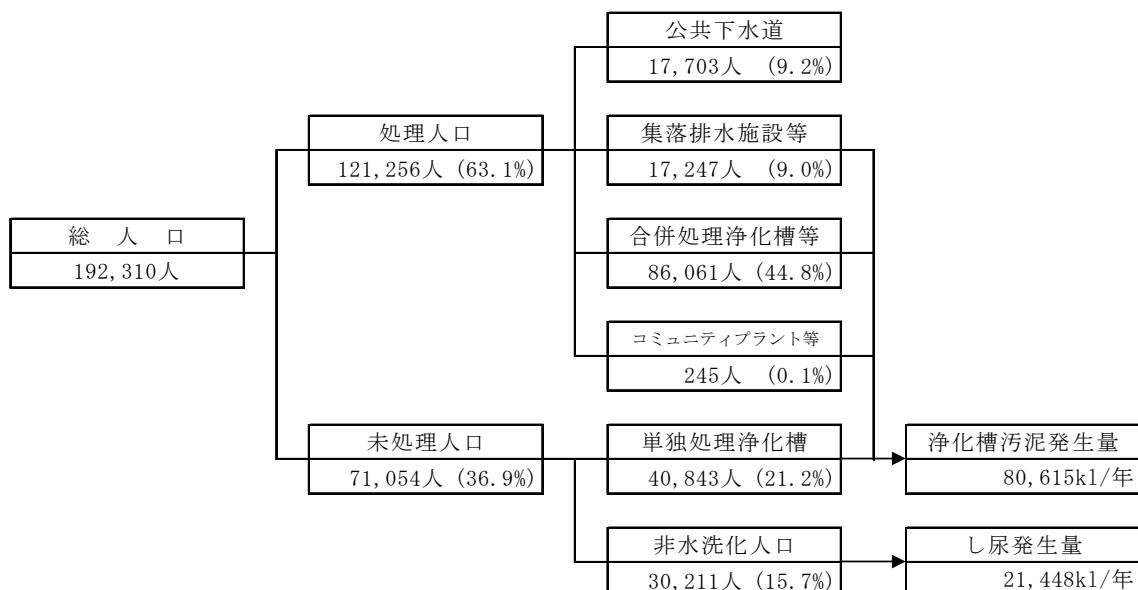
図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成26年度実績	令和3年度目標
処理形態別人口	公共下水道	11,182人 (5.4%)	17,703人 (9.2%)
	農業集落排水施設等	15,458人 (7.5%)	17,247人 (9.0%)
	合併処理浄化槽等	78,064人 (37.9%)	86,061人 (44.8%)
	コミュニティプラント等	245人 (0.1%)	245人 (0.1%)
	未処理人口	101,122人 (49.1%)	71,054人 (36.9%)
合計		206,071人	192,310人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	29,555キロットル	21,448キロットル
	浄化槽汚泥量	80,675キロットル	80,615キロットル
	合計	110,230キロットル	102,063キロットル



※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和3年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

発生抑制や再使用等に関する施策は、構成市町が定め、それぞれの施策を推進する。

なお、施策を進める上で相互の協力が必要な場合は調整・連携していくものとする。

①田辺市

ア ごみの有料化（事業番号 30）

田辺市では排出量に応じたごみ処理経費負担のためにごみ分別指定袋制度を導入している。また、特別収集、処理困難物及び自己搬入ごみについても有料とし、それぞれ区分毎に設定した手数料を徴収している。

今後は、排出抑制・再生利用の推進を図るための経済手法として、ごみの有料化について、その効果や課題、問題点について検討を進める。

イ 指定袋制度（事業番号 31）

家庭系の燃えるごみ、資源ごみ、プラスチックごみ、埋立ごみは、分別指定袋制度導入により、住民の分別意識の向上を図っている。

ウ 環境教育、普及啓発の推進（事業番号 32）

田辺市のごみ量及びごみ質や全国的なごみ量の推移、リサイクルの現状等を広報やごみ収集カレンダーで、定期的に住民及び事業者へ情報提供を行い、ごみへの関心を促す。

次世代を担う子供達に、ごみ問題に関する意識が育まれるよう、学校教育において行われている社会科見学等の環境問題に関する学習活動と連携した環境教育を実施する。また、町内会や女性会、各種団体等の処理施設の見学会や学習会を継続して行っていく。

リサイクル可能な廃棄物（家具、電化製品、自転車等）を修理してリサイクル展に展示し、ものを大事にするという意識を通して、ごみの減量化とリサイクルを呼びかけている。今後も「生涯学習フェスティバル」に合わせて、環境を考える住民行事を開催し、住民参加のイベントとして拡大を図る。

エ 助成、支援（事業番号 35）

市に登録された集団回収実施団体が回収した古紙類について、奨励金を交付する「資源ごみ集団回収奨励金交付事業」を引き続き実施し、住民による集団回収を支援していく。また、「資源ごみ集団回収奨励金交付要綱」に基づき登録された団体が、積極的に地域の環境及びごみ問題に取り組み、資源の有効利用の促進に努め、一般廃棄物処理計画に協力、貢献した際に表彰を行う制度を継続していく。

生ごみの減量化

家庭で排出される生ごみの減量化や堆肥としての資源化を目的として、生ごみ処理機や処理容器を購入する際、市が購入費の一部を補助する支援を行っている。

オ マイバッグ運動・レジ袋対策（事業番号 36）

買い物時には、買い物袋を持参し、また、過剰な包装を断るとともに簡素な包装の商品を求めるように心がけるなど、簡易包装の定着を図る。

カ 資源化の推進（事業番号 37）

ペットボトル及びその他プラスチックには、識別標識マークが付けられており分別がしやすくなっている。これらのマークを「ごみ収集カレンダー」等に記載し、住民に理解してもらい、資源化を推進する。

プラスチックごみについては、容器包装プラスチック、ペットボトル、その他のプラスチックに選別し、それぞれ資源化を行っている。今後とも、リサイクル率の向上のため、分別排出の徹底及び排出時の品質を確保するため、町内会等と連携して、住民説明会を実施していく。

キ 事業系ごみの発生抑制（事業番号 38）

事業所から発生するごみの分別意識を徹底し、排出抑制を求める。特に紙類、OA関連用紙及びダンボール等の資源化を推進する。

②新宮市

ア ごみの有料化（事業番号 30）

家庭系ごみについては超過有料制を取っており、また事業系ごみ及び持ち込みごみを有料化することで、排出量抑制を図っている。

イ 環境教育（事業番号 33）

市内の小学生を対象にごみ処理施設の見学を実施し、環境教育に努めている。

ウ 普及啓発（事業番号 34）

市の広報紙及びHPにごみの分別再確認として、正しい分別方法を掲載し、ごみ減量、及び資源化率の向上に努めている。

エ 助成、支援（事業番号 35）

家庭で排出される生ごみの減量や堆肥として資源化を目的とし、生ごみ処理機を市内で購入する際に、市が購入費の一部を補助する事業を行っている。

オ マイバック運動・レジ袋対策（事業番号 36）

わかやまノーレジ袋推進協議会の取組に参加し、レジ袋配布の自粛、マイバック運動を推進し環境意識の高揚を図っている。

③みなべ町

ア ごみの有料化（事業番号 30）

- ・家庭系、事業系指定袋の導入。
- ・直接搬入ごみの有料化。

イ 環境教育（事業番号 33）

- ・ごみ行政について、各地区、各団体等への出前講座を開催する。（要望による）

ウ 普及啓発（事業番号 34）

- ・「分別の仕方」パンフレット及び、「ごみ辞典」の各戸配布を行う。
- ・海岸や河川を地元住民や各諸団体、県や環境省の方と協働してクリーン作戦を実施し、環境美化に取り組んでいる。

エ 助成、支援（事業番号 35）

- ・資源ごみ集団回収団体への助成。
- ・環境美化に取組む団体への助成。
- ・電気式生ごみ処理機設置補助。

オ マイバック運動・レジ袋対策（事業番号 36）

- ・わかやまノーレジ袋推進協議会と協力し、配布の自粛、マイバック運動の推進。

④白浜町

ア ごみの有料化（事業番号 30）

もえるごみについては、事業系・家庭系のいずれも指定ごみ袋制度による均一従量制により課金している。町指定ごみ袋や直接搬入ごみの手数料については必要に応じ料金見直しについて検討する。

イ 環境教育（事業番号 33）

児童・生徒に対して、ごみ処理施設見学や出前講座の開催等を通じて環境教育の充実を図る。また、ごみ説法者（廃棄物等減量推進員）と連携しつつ、資源ごみステーションでの早朝分別指導・啓発を実施するとともに、ごみゼロの日（5月30日）に一日センター長を委嘱し街頭啓発を行う。また、毎年ごみと環境フェアや講演会を開催し、ごみの減量とリサイクルに対する啓発を行っている。

ウ 普及啓発（事業番号 34）

町民ボランティアによる全町一斉の海浜・河川の清掃を白浜町環境保全協議会の呼びかけで毎年実施する。

エ マイバッグ運動・レジ袋対策（事業番号 36）

和歌山県や白浜町環境保全協議会と連携し、マイバッグ運動（買物袋の持参運動）等を推進するとともに、廃物利用をしたマイバッグの利用の促進を図る。

オ 資源化の推進（事業番号 37）

・生ごみ処理機の普及促進

家庭用生ごみ処理器（好気式、密閉式）については、現状の普及率や使用状況の把握に努め、補助率や上限基数について拡充の方向で今後検討する。また、電気式生ごみ処理機については、補助率や上限額の増額を予定している。なお、白浜町の基幹産業である観光関連事業所から排出される廃棄物を減量するために、事業所用生ごみ処理機の購入補助制度について検討する。

・廃食用油の回収の実施

家庭で不要となった使用済み天ぷら油等の廃食用油を現在、資源ごみとして回収している。

・剪定枝の資源化の推進

簡易焼却炉や野焼きの禁止に伴い、家庭や土地の所有者、占有者から排出される剪定木や除草に伴う草などを搬入者や造園関係者に協力を求め、できる限り分別搬入を行い、堆肥化や燃料化の取り組みを進める。

・魚腸骨の資源化の推進

レジャー施設、大規模店舗及びチェーンストア等の協力による魚腸骨の分別収集を行い、資源化を推進する。

・食品リサイクル推進指導

食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対して、関連機関とともに食品循環資源のリサイクル実施に関する推進指導を検討する。

・古紙類の再資源化

現在、資源ごみとして排出されている古紙類について分別の再徹底に取組むことにより、ごみ排出量の削減を行うとともに、資源化の促進を行う。

カ 事業系ごみの発生抑制（事業番号 38）

町が指定する事業者については、「多量排出事業者制度」に基づき、廃棄物管理責任者の選任と事業系ごみ減量計画の作成及び実績報告を義務付け、事業系ごみの発生抑制及びリサイクルの促進を検討する。

⑤上富田町

ア ごみの有料化（事業番号 30）

定期収集については、町指定袋を販売（運搬・処理手数料）。
直接搬入については、重量に応じて処理費用を徴収。

イ 環境教育（事業番号 33）

小学生を対象としたごみ処理施設の見学会などを実施し、環境教育に努める。

ウ 普及啓発（事業番号 34）

ごみ分別の徹底のため、町広報誌等を通じて啓発を行う。

エ 助成、支援（事業番号 35）

- ・電気式生ごみ処理機購入時に補助を行う（本体価格の 1/3 1 世帯 1 件限りで 20,000 円を上限とする）。
- ・町立小学校における資源ごみ（紙類）の集団回収に対し、奨励金を交付する（回収重量に 1 キログラム当たり 2 円を乗じて得た額を交付）。

オ マイバック運動・レジ袋対策（事業番号 36）

地域の商工会等と協力し、レジ袋配布の自粛、マイバック運動を推進する。

⑥すさみ町

ア ごみの有料化（事業番号 30）

- ・指定袋購入による有料化。
- ・直接搬入ごみの重量制による有料化。

イ 助成、支援（事業番号 35）

- ・家庭用生ごみ処理機購入補助事業
- ・合併浄化槽の設置費用に対して補助金を出している。また、ごみステーション用回収箱購入補助を行っている。（すさみ町内各地区）

⑦那智勝浦町

那智勝浦町では、以下に示す一般廃棄物の排出抑制・再使用及び再資源化に関する施策を推進していく。

ア 環境教育（事業番号 33）

・環境教育の推進

環境教育については、町民を対象とした出前講座の実施や、教育委員会と連携を取りながら町内全小学校の児童を対象とした副読本やゲストティーチャーの制度を活用して、ごみの減量やリサイクルの意識の高揚を図っていく。

将来世代を担う子供達を対象に、地域における環境学習や環境保全活動を行う。

また、家庭から出たごみがどのように処理・処分されるか、この間の工程を理解してもらうために、施設見学会や出前講座の充実を図るものとする。

イ 普及啓発（事業番号 34）

・啓発活動の推進

分別収集カレンダー、広報及びホームページ等の媒体を活用して、町民、事業者に対するごみの減量化・資源化の意識の高揚を図っていく。

町のホームページについては、大人から子供まで幅広い層に、より分かりやすく、ごみの減量や分別について知識の習得ができるように、より充実したものに更新していく。

・再生品の利用の促進と普及拡大

資源の回収が行われても、再生品の需要がなければ、資源の循環は成り立たない。

再生品利用を促進するため、事業者に対しては、ISOや、エコアクション21など再生品の取り扱いの拡大につながる環境規格の情報提供を図ることとする。

・町民、事業者、行政の役割の明確化

ごみの排出抑制、再使用及び再生利用を効率的に推進していくためには、町民、事業者及び行政のパートナーシップを推進していくとともに、それぞれの役割を理解し、主体的な取り組みを実践していくことが重要である。

今後も町民、事業者に対して、それぞれの主体が取り組むべき事項について、様々な媒体を用いて普及・啓発を行うこととする。

・ごみに係る地域組織・ネットワークづくり

各地域における自治会、PTA、児童会などの活動を支援するとともに、自治会の美化推進委員を対象にした意見交換の場や町の出前講座などを開催し、ごみに係る地域リーダーとしての知識の向上を図るものとする。

リサイクル活動を行う個人や団体に対しては情報交換の場を設け、個人や団体間のネットワークを確立することにより、リサイクル活動の活性化を図るものとする。

事業所に対しては、同業種間及び異業種間でのリサイクルの可能性について意見交換、情報交換の場を設けるなど、リサイクルに関するネットワークの確立を支援する。

・マイバッグ運動、レジ袋対策

地域の多くのスーパー等では、店頭での「買い物用バッグ」の販売や「マイバッグ」持参者に対する様々なサービスの実施など、マイバッグ運動(買物袋の持参運動)に積極的に取り組んでいる。

那智勝浦町では、今後も広報やイベント等を通じたPRを行うなどマイバッグ運動の支援に取り組むこととする。

・生ごみの減量及び水切り運動の推進

調理くずを減らす調理方法の情報や実演会の開催、食べ物を大事にする啓発活動を推進して生ごみの減量を進めていく。

また、生ごみには水分が多く含まれていることから、各家庭や事業所において、生ごみの水切りを徹底することは、ごみ減量に大きな効果が期待できる。このため、生ごみの水切りによるごみ減量効果についてもPRするとともに、広報や町のホームページ、消費生活展などあらゆる機会を活用して、町民への協力を呼びかけていく。

さらには、町民が実践するごみを減らす調理方法や水切りに関する情報・提案を募集して全町に広めていく取り組みを行っていく。

・生ごみの減量方法の啓発

生ごみを減量する方法としては、コンポスターの利用、ダンボール箱の利用、生ごみ処理機の利用など様々な方法がある。

積極的に導入できるよう、生ごみの堆肥化について広報や町のホームページを活用し、啓発普及を図る。

・適正な事業系ごみ処理手数料の検討

ごみ減量と適正な費用負担の観点から、事業系ごみ処理手数料についても検討し、ごみの排出状況や近隣市町村の状況等を勘案しながら、必要に応じて見直しを行っていく。

・事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの減量化・資源化を図るため、事業系ごみは、原則として事業者の

自己責任で処理されることを周知徹底し、家庭系ごみへの混入禁止や適正な排出方法が徹底されるよう指導を強化する。

また、ごみの排出状況の調査や監視を強化して、古紙、厨芥類及び剪定枝など資源となるものの混入を防止して、減量化・資源化を推進する。

さらに、一定規模以上の事業者に対して実施している「事業ごみの減量化に関する計画」の提出を求め、多量排出事業所からのごみ排出の実態把握と指導の強化を図る。

- ・排出事業者と収集運搬許可業者へのごみの減量・資源化に関する指導の強化

事業系ごみの減量化・資源化には排出事業者と収集運搬許可業者の協力が欠かせないことから、排出事業者と収集運搬許可業者に対して、ごみの減量及び資源の分別収集を要請していく。

- ・リースやレンタルの促進

発生抑制の一環として、使用頻度の少ないものや使用期間の短いものの調達は、リースやレンタル商品の活用を市民に促すよう民間事業者との連携を検討する。

また、お祭りやイベントなどで使用する食器類について、リース食器の使用促進を図る。

- ・必要以外の物の購入の抑制（食品ロス等）

食べ残しなどの食品ロスをなくすため、広報や町のホームページ等により啓発活動を行っていく。

- ・民間の再使用ルートに関する情報の提供

町民や事業者が日常の活動においてリユースを積極的に活用するよう、リユースの大切さを啓発する情報やリサイクルショップ、古書店、古着屋など民間の再使用ルートに関する情報の提供などを行っていく。

- ・処理困難物等の扱い

自動車のタイヤ、バッテリー、消火器、塗料、農薬等は処理できない処理困難物として指定されているが、依然として、ごみステーションに排出されている状況にある。これらは、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であるため、今後も一層、広報等を通じて周知徹底を図るものとする。

ウ 資源化の推進（事業番号 37）

- ・P T A・児童会等による資源回収への支援

P T A・児童会等による資源物の回収については、児童等に対する資源の大切さ、

環境美化及び環境保全に対する意識の育成など環境学習の目的もあることから、資源回収に対する支援に取り組むこととする。

- ・資源物の分別の推進

コピー用紙、お菓子の箱、包装紙、メモ用紙などについては、新聞紙、ダンボールに比べ、分別収集の割合が低いことから、重点品目として分別の推進を図っていく。

「容器包装プラスチック」や「小型家電製品」の分別区分を変更し、資源物として回収する方向で検討し、資源化率の向上を図る。

- ・公共施設等での拠点回収の推進

ごみ集積所での分別収集を補完するものとして、地域の実情に応じ、資源物（アルミ缶、エコキャップ）等の公共施設における拠点回収を推進する。

- ・店頭回収の促進

スーパー等の小売店舗に対して店頭回収の実施を促すとともに、広報等を利用した店頭回収の実施店舗の紹介など、町民に対して店頭回収への参加を呼びかけることとする。

特に大規模小売店舗、スーパー、コンビニエンスストアについては、全店舗を目標に協力要請する。

- ・新たな資源リサイクルの調査・研究

生ごみなど有機性廃棄物の資源化に関する先行事例の調査等を行いながら、新たな資源化の方法について検討する。

(8)太地町

太地町では、以下に示す一般廃棄物の排出抑制・再使用及び再資源化に関する施策を推進していく。

ア 環境教育（事業番号 33）

- ・環境教育の推進

環境教育については、町民を対象とした出前講座の実施や、教育委員会と連携を取りながら町内全小学校の児童を対象とした副読本やゲストティーチャーの制度を活用して、ごみの減量やリサイクルの意識の高揚を図っていく。

将来世代を担う子供達を対象に、地域における環境学習や環境保全活動を行う。

また、家庭から出たごみがどのように処理・処分されるか、この間の工程を理解してもらうために、施設見学会や出前講座の充実を図るものとする。

イ 普及啓発（事業番号 34）

・啓発活動の推進

分別収集カレンダー、広報及びホームページ等の媒体を活用して、町民、事業者に対するごみの減量化・資源化の意識の高揚を図っていく。

町のホームページについては、大人から子供まで幅広い層に、より分かりやすく、ごみの減量や分別について知識の習得ができるように、より充実したものに更新していく。

・再生品の利用の促進と普及拡大

資源の回収が行われても、再生品の需要がなければ、資源の循環は成り立たない。再生品利用を促進するため、事業者に対しては、ISOや、エコアクション21など再生品の取り扱いの拡大につながる環境規格の情報提供を図ることとする。

・町民・事業者・行政の役割の明確化

ごみの排出抑制、再使用及び再生利用を効率的に推進していくためには、町民、事業者及び行政のパートナーシップを推進していくとともに、それぞれの役割を理解し、主体的な取り組みを実践していくことが重要である。

今後も町民、事業者に対して、それぞれの主体が取り組むべき事項について、様々な媒体を用いて普及・啓発を行うこととする。

・ごみに係る地域組織・ネットワークづくり

各地域における自治会、PTA、児童会などの活動を支援するとともに、自治会の美化推進委員を対象にした意見交換の場や町の出前講座などを開催し、ごみに係る地域リーダーとしての知識の向上を図るものとする。

リサイクル活動を行う個人や団体に対しては情報交換の場を設け、個人や団体間のネットワークを確立することにより、リサイクル活動の活性化を図るものとする。

事業所に対しては、同業種間及び異業種間でのリサイクルの可能性について意見交換、情報交換の場を設けるなど、リサイクルに関するネットワークの確立を支援する。

・マイバッグ運動、レジ袋対策

地域の多くのスーパー等では、店頭での「買い物用バッグ」の販売や「マイバッグ」持参者に対する様々なサービスの実施など、マイバッグ運動(買物袋の持参運動)に積極的に取り組んでいる。

太地町では、今後も広報やイベント等を通じたPRを行うなどマイバッグ運動の支援に取り組むこととする。

・生ごみの減量及び水切り運動の推進

調理くずを減らす調理方法の情報や実演会の開催、食べ物を大事にする啓発活動を推進して生ごみの減量を進めていく。

また、生ごみには水分が多く含まれていることから、各家庭や事業所において、生ごみの水切りを徹底することは、ごみ減量に大きな効果が期待できる。このため、生ごみの水切りによるごみ減量効果についてもPRするとともに、広報や町のホームページ、消費生活展などあらゆる機会を活用して、町民への協力を呼びかけていく。

さらには、町民が実践するごみを減らす調理方法や水切りに関する情報・提案を募集して全町に広めていく取り組みを行っていく。

・生ごみの減量方法の啓発

生ごみを減量する方法としては、コンポスターの利用、ダンボール箱の利用、生ごみ処理機の利用など様々な方法がある。

積極的に導入できるよう、生ごみの堆肥化について広報や町のホームページを活用し、啓発普及を図る。

・適正な事業系ごみ処理手数料の検討

ごみ減量と適正な費用負担の観点から、事業系ごみ処理手数料についても検討し、ごみの排出状況や近隣市町村の状況等を勘案しながら、必要に応じて見直しを行っていく。

・事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの減量化・資源化を図るため、事業系ごみは、原則として事業者の自己責任で処理されることを周知徹底し、家庭系ごみへの混入禁止や適正な排出方法が徹底されるよう指導を強化する。

また、ごみの排出状況の調査や監視を強化して、古紙、厨芥類及び剪定枝など資源となるものの混入を防止して、減量化・資源化を推進する。

さらに、一定規模以上の事業者に対して実施している「事業系ごみの減量化に関する計画」の提出を求め、多量排出事業所からのごみ排出の実態把握と指導の強化を図る。

・排出事業者と収集運搬許可業者へのごみの減量・資源化に関する指導の強化

事業系ごみの減量化・資源化には排出事業者と収集運搬許可業者の協力が欠かせないことから、排出事業者と収集運搬許可業者に対して、ごみの減量及び資源の分別収集を要請していく。

- ・リースやレンタルの促進

発生抑制の一環として、使用頻度の少ないものや使用期間の短いものの調達は、リースやレンタル商品の活用を市民に促すよう民間事業者との連携を検討する。

また、お祭りやイベントなどで使用する食器類について、リース食器の使用促進を図る。

- ・必要以外の物の購入の抑制（食品ロス等）

食べ残しなどの食品ロスをなくすため、広報や町のホームページ等により啓発活動を行っていく。

- ・民間の再使用ルートに関する情報の提供

町民や事業者が日常の活動においてリユースを積極的に活用するよう、リユースの大切さを啓発する情報やリサイクルショップ、古書店、古着屋など民間の再使用ルートに関する情報の提供などを行っていく。

- ・処理困難物等の扱い

自動車のタイヤ、バッテリー、消火器、塗料、農薬等は処理できない処理困難物として指定されているが、依然として、ごみステーションに排出されている状況にある。これらは、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であるため、今後も一層、広報等を通じて周知徹底を図るものとする。

ウ 資源化の推進（事業番号 37）

- ・P T A・児童会等による資源回収への支援

P T A・児童会等による資源物の回収については、児童等に対する資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識の育成など環境学習の目的もあることから、資源回収に対する支援に取り組むこととする。

- ・資源物の分別の推進

コピー用紙、お菓子の箱、包装紙、メモ用紙などについては、新聞紙、ダンボールに比べ、分別収集の割合が低いことから、重点品目として分別の推進を図っていく。

「容器包装プラスチック」や「小型家電製品」の分別区分を変更し、資源物として回収する方向で検討し、資源化率の向上を図る。

- ・公共施設等での拠点回収の推進

ごみ集積所での分別収集を補完するものとして、地域の実情に応じ、資源物（アルミ缶、エコキャップ）等の公共施設における拠点回収を推進する。

- ・店頭回収の促進

スーパー等の小売店舗に対して店頭回収の実施を促すとともに、広報等を利用した店頭回収の実施店舗の紹介など、町民に対して店頭回収への参加を呼びかけることとする。

特に大規模小売店舗、スーパー、コンビニエンスストアーについては、全店舗を目標に協力要請する。

- ・新たな資源リサイクルの調査・研究

生ごみなど有機性廃棄物の資源化に関する先行事例の調査等を行いながら、新たな資源化の方法について検討する。

⑨古座川町・串本町

ア ごみの有料化（事業番号 30）

現在、実施している指定袋制による家庭系ごみの有料化収集については、今後の排出量の状況や減量化目標の達成状況等をみながら、必要に応じて価格の見直しについて検討する。また、直接搬入ごみや事業系ごみの処理手数料についても、必要に応じて見直していくものとする。

イ 環境教育、普及啓発の推進（事業番号 32）

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方にに関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、新たな啓発手法の開発に努める。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学会などの教育啓発活動に積極的に取り組むものとする。

ウ 助成、支援（事業番号 35）

現在、実施している生ごみ減量化推進補助金交付制度の普及促進とともに、必要に応じて見直していくものとする。

エ マイバック運動、レジ袋対策（事業番号 36）

買い物袋（マイバッグ）持参運動を推進するとともに、小売店・スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかける。

オ 事業系ごみの発生抑制（事業番号 38）

家庭系ごみ分別区分に準じ収集から処分を行う。また多量排出事業所へ「減量化・再資源化計画」の作成を推進する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

現在、各構成市町において分別区分を設けており、今後もさらなる資源化の推進、ごみの減量を図る。最終処分については最終処分場の逼迫や民間処理業者への処理委託等の問題を抱えていることから、紀南環境広域施設組合において広域廃棄物最終処分場を整備する。

①田辺市

分別区分及び処理方法については、表3-1のとおりである。

家庭から排出されるごみは、燃えるごみ、資源ごみ、プラスチックごみ、埋立ごみ、粗大ごみ・処理困難物に分別され排出される。また、公共施設を利用して拠点回収（古紙、缶・ビン類）を行っている。

燃えるごみは、中辺路行政局管内、大塔行政局管内のごみは上大中クリーンセンター（焼却処理施設）、その他の地区のごみは田辺市ごみ処理場のごみ焼却施設に搬入、焼却処理を行っている。

資源ごみは定期収集された資源ごみは、リサイクル業者まで直接運搬しており、自己搬入された資源ごみは田辺市ごみ処理場のストックヤードに一時保管後、リサイクル業者に引き渡している。

プラスチックごみは、田辺市ごみ処理場の容器包装プラスチックリサイクル施設において、ペットボトル・容器包装プラスチック・その他プラスチックに分けて、残さも含めてそれぞれリサイクル業者に引き渡しリサイクルを行っている。その際、容器包装プラスチックは圧縮梱包し、ペットボトルはペットボトル洗浄施設にてラベルやフタを取り除き、洗浄している。

埋立ごみは田辺市ごみ処理場のストックヤードに一時保管し、破碎処理機（自走式）で破碎処理を行った後、埋立処分を行っている。乾電池、体温計については、一時保管後、リサイクル業者に処理委託を行っている。

粗大ごみ・処理困難物は、田辺市ごみ処理場にて、可燃物は破碎処理後に焼却処理、不燃物は資源化または埋立処分を行っている。

拠点回収されたものは、ペットボトルは田辺市ごみ処理場のペットボトル洗浄圧縮施設での洗浄を経てリサイクル業者に引き渡すが、それ以外の古紙、缶・ビン類は、直接あるいは田辺市ごみ処理場ストックヤードで一時保管後、リサイクル業者に引き渡している。

田辺市ごみ処理場から排出される焼却残さは市の最終処分場で埋立処分、上大中クリーンセンターから排出される焼却残さは外部処理委託先で埋立処分している。

今後もこの処理体制を継続しながら、より一層の分別区分の周知徹底を行うことで、ごみの減量化・資源化を推進していく。

②新宮市

分別区分及び処理方法については、表3－2のとおりである。現在、新宮市では19分別を行なっており、燃えるごみについては、新宮市クリーンセンターにて焼却処理した後、焼却残渣は県外に処理を委託している。(焼却残渣は三重中央最終処分場等に埋立処分している)資源ごみは「スチール缶」、「アルミ缶」、「金属・金属付プラスチック」、「活きビン」、「無色透明ビン」、「茶色ビン」、「着色ビン」、「新聞紙」、「ダンボール類」、「雑誌・その他紙類」、「紙パック」、「布・衣類」、「ペットボトル」、「その他プラスチック類」、「粗大ごみ」の15分別により資源化を推進している。今後は、最終処分を県外依存していることを鑑み、紀南環境広域施設組合にて広域廃棄物最終処分場の整備を検討する。また、分別区分については、現状を維持しつつ、更なるごみの減量と資源化に努める。

③みなべ町

分別区分及び処理方法については、表3－3のとおりである。燃えるごみについては、現在みなべ町ごみ焼却場にて焼却処理を行っているが、平成26年度以降はすさみ町ゴミ焼却場にて焼却処理した後、焼却残渣はみなべ町最終処分場に埋立処分を行う予定である。資源ごみは「あき缶(スチール、アルミ)、金属類、びん(白、茶、その他)、プラスチック、衣類、段ボール、ペットボトル、トレイ、紙パック、新聞、雑誌、ざつ紙、蛍光灯、乾電池、体温計、ライター」の19分別により資源化を推進している。今後は可燃ごみについては、広域化計画に基づき、田辺市ごみ処理場での処理を希望している。また、みなべ町最終処分場が平成38年度に埋立が終了予定であることを鑑み、紀南環境広域施設組合にて広域廃棄物最終処分場の整備を検討する。

④白浜町

分別区分及び処理方法については、表3－4のとおりである。

現在、白浜町の日置川地域では、プラスチック(容器包装含む)の分別収集が行われており、白浜地域においてはプラスチック製容器包装の分別を実施している。また、現在、資源ごみとして排出されている古紙類について分別の再徹底に取組むと同時に、生ごみの水切りを徹底することにより、ごみ排出量を削減する。

なお、収集効率を上げるため、日置川地域全域において、もえるごみの個別収集からステーション化に変更を行う。

⑤上富田町

分別区分及び処理の方法については、表3－5のとおりである。

可燃ごみは上大中クリーンセンターにおいて焼却処理、埋立ごみは上富田町最終処分場において埋立処分、資源ごみは民間委託による再資源化処理を行っている。

また、埋立ごみの直接搬入のうち、鉄ガラや強化プラスチックについては埋立てを行わず、民間委託による再資源化処理を行っている。

⑥すさみ町

現在の家庭系ごみの分別区分は、表3－6のとおり大きく分けると『可燃ごみ』『資源ごみ』『埋立ごみ』『粗大ごみ』『特定家電』『有害ごみ』に区分しています。そのうち、『可燃ごみ』と『埋立ごみ』及び『資源ごみ』のうち鉄類、飲料ビン、アルミ製品、ペットボトルは定期巡回収集を行なっています。しかし、アルミ製品の回収量がほぼない状態であるなどを踏まえ収集体制の見直しが必要です。

⑦那智勝浦町

分別区分及び処理方法については、表3－7のとおりである。

⑧太地町

分別区分及び処理方法については、表3－8のとおりである。

⑨古座川町・串本町

分別区分、処理方法については、表3－9のとおりである。

現在、串本町では11分別を行なっており、このうち資源ごみは「蛍光灯」、「缶・金属類」、「ビン類」、「ペットボトル」、「発泡スチロール」、「プラスチック類」、「古紙類」、「乾電池」の8分別により資源化を推進している。今後は、町の資源化施設である「串本町資源保管施設」と「串本町清掃センター」を集約し、平成28年度より「(仮称)リサイクルセンター」にて効率的な資源化を図っていく。

また、古座川町では9分別を行なっており、「乾電池」、「缶・金属類」、「ビン類」、「ペットボトル」、「プラスチック類」、「古紙類」の6分別により資源化を推進している。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみについては基本的に生活系ごみと同様（上富田町のみ受入は可燃ごみのみ）の処理を行うとしているが、各構成市町において排出量の制限やごみの減量化、資源化の指導を行っている。

①田辺市

事業系ごみは、市が許可している収集運搬許可業者が収集を行っている。また、ごく少量（1回の排出が指定袋2袋まで）の事業者に限り、「事業者用分別指定袋」を使用することにより、市が定期収集し処理を行っている。今後も家庭系ごみと同様の処理・処分を行う。

事業所から発生するごみの分別意識を徹底し、排出抑制を求める。特に紙類、OA関連用紙及びダンボール等の資源化を推進する。

②新宮市

事業系ごみは、直接搬入及び収集運搬許可業者による収集を行っている。また、市指定の事業用指定ごみ袋を使用して排出されたごみについては、少量（1回の排出が指定袋2袋程度）のものについて市が定期収集し処理を行っている。今後も家庭系ごみと同様の処理・処分を行う。事業所から発生するごみの減量化や資源化について意識を高め、促進するよう求める。

③みなべ町

事業系ごみは、事業者がみなべ町ごみ焼却場に直接搬入するか、町が許可している収集運搬許可業者が収集を行っている。分別についても、生活系ごみと同様となっており、事業所から発生するごみの分別意識を徹底し、排出抑制を求める。

④白浜町

事業系ごみについては、家庭ごみの分別区分に準じ、処分を行う。
また、今後は、多量排出事業者に対して、事業所における「事業系ごみの減量、処理に関する計画」の作成と自主的な実施について指導を行う。

⑤上富田町

事業系ごみについては、可燃ごみのみ上大中クリーンセンターにおいて焼却処理を行っている。

⑥すさみ町

現在の事業系ごみの分別区分及び収集は、生活系ごみに準じて行なうが、町指定ごみ袋で4袋までとする。

⑦那智勝浦町

事業系ごみの処理については、各事業者自身が適正に処理するよう指導している。
今後は、事業者や事業者団体に対して、さらに積極的にごみの減量を要請していく。

⑧太地町

事業系ごみの処理については、各事業者自身が適正に処理するよう指導している。
今後は、事業者や事業者団体に対して、さらに積極的にごみの減量を要請していく。

⑨古座川町・串本町

今後とも、生活系ごみの分別区分に準じて収集、処理・処分を行っていく。また、多量のごみを排出する事業所に対しては、「減量化・再資源化計画」を作成し、計画を実行するよう推進していく。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在みなべ町及び白浜町において産業廃棄物の一部（公共下水道汚泥）を一般廃棄物の処理施設で処理している。また、紀南環境広域施設組合で整備を予定している最終処分場では、一般廃棄物にあわせて産業廃棄物の埋立処分を行う計画である。

①みなべ町

平成 25 年度以降の受入は予定していない。

②白浜町

産業廃棄物のうち、公共下水道汚泥をあわせて焼却施設で処理している。

なお、公共下水道汚泥の処理状況は、以下のとおりである。

公共下水道汚泥の処理状況

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公共下水道汚泥	433 t	406 t	349 t	333 t	390 t	396 t

③那智勝浦町

現在、那智勝浦町では一般廃棄物処理施設による産業廃棄物の処理は行っていない。

今後も、一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物については、廃棄物処理に係る法令、条例等に基づき適切に処理する。

④太地町

現在、太地町では一般廃棄物処理施設による産業廃棄物の処理は行っていない。

今後も、一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物については、廃棄物処理に係る法令、条例等に基づき適切に処理する。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、公共下水道が整備されていない地域については合併処理浄化槽の整備を促進し、生活雑排水による公共水域等の水質悪化を防止する。

①田辺市

平成 26 年度末現在における田辺市の生活排水処理人口は、41,507 人、全人口

の 52.8%である。

本市における公共用水域の汚濁原因の約 8割は生活排水によるものであるといわれており、本市内を流れる主要な河川である「会津川」「日高川」「富田川」「日置川」「熊野川」の 5つの河川及び会津川の河川水が直接流れ込んでいる田辺湾の汚濁の主要な原因は生活排水であると考えられる。このため、公共用水域の水質改善を図るには浄化槽など生活排水処理施設の整備が必要である。

・市街地及びその周辺地域

田辺湾に流入する生活排水による汚濁負荷の低減のため、公共下水道事業計画との連携を図りながら、浄化槽の設置、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進していく。また、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業実施区域については、排水処理施設への接続を推進していく。

・「日高川」「富田川」「日置川」「熊野川」流域

本市のこれらの河川の流域は、それぞれの河川の上流域に位置することから、水処理対策の必要性が極めて高い地域であるといえる。水質汚濁の主要原因である生活排水を適切に処理することが重要であり、林業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業実施区域を除く地域では、浄化槽の設置、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進していく。

②新宮市

本市における生活排水処理率は、平成 26 年度末で 44.83%となっているものの、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の処理率も 43.77%と依然として高い状況が続いている。

平成 28 年度からは、単独処理浄化槽撤去に係る上乗せ補助を開始しているが、今後も積極的に合併処理浄化槽への転換促進に向けて市民への啓発を行う。

③みなべ町

みなべ町の生活排水処理は、公共下水道・農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理しており、単独浄化槽及び汲取り世帯については、公共下水道へのつなぎ込みや合併処理浄化槽への転換を促進する。

④白浜町

生活排水処理については、人口密集地域では、集合型処理施設を整備することとし、分散して立地している地域については、個別浄化槽を整備する。なお、みなし浄化槽を設置している家屋については、生活排水処理を進めるためにも合併処理浄化槽への転換を指導する。

⑤上富田町

生活排水処理については合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

⑥すさみ町

すさみ町では生活排水の処理を合併処理浄化槽により行なっているが、合併処理浄化槽未整備区域については、生活雑排水を未処理で公共用水域に排出している。

しかし、下水道整備等も立地的に困難な土地柄であるため、今後も投資効果を早期発現させることができ、人口が密集していない地域の個別家屋の生活雑排水処理に対して非常に有効な合併処理浄化槽を普及させることにより、公共水域の水質の向上に努める。

⑦那智勝浦町

単独浄化槽を設置している家庭については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を推進していく。

⑧太地町

生活排水の処理については、引き続き公共下水道が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

⑨古座川町・串本町

公共下水道計画地域では早期の接続、その他の地域では合併浄化槽への転換を促進するため、広報等により啓発する。

汚泥再生処理施設において処理した膜処理水からリンを回収し資源化を図る。

才 今後の処理体制の要点

○廃棄物の適正処理

現在、生活系ごみ、事業系ごみとも、各構成市町において分別区分を設けており、今後もさらなる資源化の推進、ごみの減量を図るために指導を行っていく。

○広域化の検討・実施

最終処分については最終処分場の逼迫や民間処理業者への処理委託等の問題を抱えていることから、紀南環境広域施設組合において、一般廃棄物にあわせて産業廃棄物の埋立処分を行う、広域廃棄物最終処分場を整備する。

○生活排水処理の水洗化

生活排水処理については、便槽（くみ取り）、単独処理浄化槽使用からの下水道等への接続、または合併処理浄化槽への転換など生活排水処理の水洗化を進め、生活雑排水による公共水域等の水質悪化を防止する。

表3－1 本地域構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（田辺市）



現状（H26年度）				今後（R3年度）			
田辺市				田辺市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理見込 (トン)
燃えるごみ	焼却	田辺市ごみ処理場 ごみ焼却施設 上大中クリーンセンター	13,074	燃えるごみ	焼却	場内給湯	10,584
埋立ごみ等	破碎、選別	田辺市ごみ処理場 ストックヤード 破碎処理機（自走式）	1,361	埋立ごみ等	破碎、選別	破碎、選別	1,049
粗大ごみ ・処理困難物	破碎、選別			粗大ごみ ・処理困難物	破碎、選別		
乾電池・体温計	再資源化	田辺市ごみ処理場 ストックヤード	15	乾電池・体温計	保管	再資源化	23
缶・ピン類 (拠点回収)	選別			缶・ピン類 (拠点回収)	リサイクル	選別	
プラスチックごみ	圧縮梱包	田辺市ごみ処理場 容器包装プラスチック リサイクル施設	1,607	プラスチックごみ	リサイクル	圧縮梱包	1,507
ペットボトル (拠点回収)	洗浄、 圧縮梱包	田辺市ごみ処理場 ペットボトル洗浄圧縮施設	159	ペットボトル (拠点回収)	リサイクル	洗浄、 圧縮梱包	46
資源ごみ	再資源化	直接再生業者引取り	1,137	資源ごみ	リサイクル	再資源化	—
古紙(拠点回収)	再資源化	直接再生業者引取り	741	古紙(拠点回収)	リサイクル	再資源化	993

※ 分別区分については、別添3に示す。

※ 分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかを別紙により説明。

表3－2 本地域構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（新宮市）

現状（H26年度）				
新宮市				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	新宮市クリーンセンター	最終処分（三重中央委託）	6,575
資源ごみ	リサイクル	新宮市クリーンセンター・民間再生業者（数社）	売却	1,423
スチール缶			委託	
アルミ缶			売却	
金属・金属付プラスチック類			委託	
生きビン			売却	
無色透明ビン			委託	
茶色ビン			売却	
着色ビン			委託	
新聞紙			売却	
ダンボール類			委託	
雑誌・その他の紙類			売却	
紙パック			委託	
布・衣類			売却	
ペットボトル			委託	
その他プラスチック類			売却	
粗大ごみ			委託	
有害ごみ	適正処理	新宮市クリーンセンター	委託（野村興産）	9
			委託（三重中央）	80
			燃やせないごみ	5
埋立ごみ				

今後（R3年度）				
新宮市				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)
		一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	新宮市クリーンセンター	紀南広域廃棄物最終処分場	6,676
資源ごみ	リサイクル	新宮市クリーンセンター・民間再生業者（数社）	売却	1,018
スチール缶			委託	
アルミ缶			売却	
金属・金属付プラスチック類			委託	
生きビン			売却	
無色透明ビン			委託	
茶色ビン			売却	
着色ビン			委託	
新聞紙			売却	
ダンボール類			委託	
雑誌・その他の紙類			売却	
紙パック			委託	
布・衣類			売却	
ペットボトル			委託	
その他プラスチック類			売却	
粗大ごみ			委託	18
有害ごみ	適正処理	新宮市クリーンセンター	委託（野村興産）	15
			新宮市クリーンセンター	9
			委託（三重中央）	16

表3－3 本地域構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（みなべ町）



現状（H26年度）					今後（R3年度）				
みなべ町					みなべ町				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	すさみ町ごみ焼却場	最終処分（三重中央委託）	2,739	燃やせるごみ	焼却	田辺市ごみ処理場ごみ焼却施設	みなべ町最終処分場	2,631
埋立ごみ	埋立	みなべ町最終処分場		111	埋立ごみ	埋立	みなべ町最終処分場		51
粗大ごみ	破碎	みなべ町資源ごみ選別施設	(有価物) 再資源化 (可燃物) 焼却場 (不燃物) 最終処分場	—	粗大ごみ	破碎	みなべ町資源ごみ選別施設	(有価物) 再資源化 (可燃物) 焼却場 (不燃物) 最終処分場	—
資源ごみ	缶・金属	リサイクル	みなべ町資源ごみ選別施設	売却	78	缶・金属	みなべ町資源ごみ選別施設	売却	108
	びん		委託	109	びん	委託	112		
	トレイ		委託	5	トレイ	委託	4		
	ペットボトル			18	ペットボトル		14		
	プラスチック			46	プラスチック		60		
	その他プラスチック		15	その他プラスチック	25				
	紙パック		委託	4	紙パック	委託	5		
	段ボール			56	段ボール		92		
	新聞			72	新聞		137		
	雑誌・ざつ紙			162	雑誌・ざつ紙		238		
	衣類			15	衣類		29		
	廃食油		売却	3	廃食油	売却	3		
	有害ごみ (乾電池、蛍光灯)		適正処理		有害ごみ (乾電池、蛍光灯)	適正処理	委託	9	

表3－4 本地域構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（白浜町）

現状（H26年度）				今後（R3年度）			
白浜町				白浜町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（トン）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理見込（トン）
もえるごみ	焼却	白浜町清掃センター 日置川ごみ焼却場	9,387	もえるごみ	焼却	白浜町清掃センター 日置川ごみ焼却場	7,947
可燃粗大ごみ	選別、破碎	リサイクルプラザ	1,404	可燃粗大ごみ	選別、破碎	リサイクルプラザ	1,110
不燃物類	選別、破碎		175	不燃物類	選別、破碎		183
金属類	選別、保管 直接資源化	直接処理又は リサイクルプラザ併用	600	金属類	選別、保管 直接資源化	直接処理又は リサイクルプラザ併用	575
缶類	アルミ缶 選別、保管 直接資源化		191	缶類	アルミ缶 選別、保管 直接資源化		148
	スチール缶 選別、保管 直接資源化		98		スチール缶 選別、保管 直接資源化		101
不燃粗大	選別、保管 破碎 直接資源化		40	不燃粗大	選別、保管 破碎 直接資源化		47
布類	分別保管 直接資源化	直接処理又は白浜町清掃セ ンター	1,161	布類	分別保管 直接資源化	直接処理又は白浜町清掃セ ンター	1,008
	ダンボール 直接資源化		284		ダンボール 直接資源化		248
古紙類	ダンボール 一部保管		284	古紙類	ダンボール 一部保管		12
	新聞 直接資源化		14		新聞 直接資源化		47
	新聞 一部保管				新聞 一部保管		55
	雑誌・その他 直接資源化				雑誌・その他 直接資源化		
	雑誌・その他 一部保管				雑誌・その他 一部保管		
	生ビン 分別保管			新施設	生ビン 分別保管		4
ピン類	無色透明 分別保管	カレット選別棟			無色透明 分別保管		
	茶色 分別保管				茶色 分別保管		
	その他 分別保管				その他 分別保管		
	乾電池水銀含む他 選別保管				乾電池水銀含む他 選別保管		
有害危険ゴミ	蛍光灯 選別保管	---	58		蛍光灯 選別保管		
	ペットボトル 手選別、保管	---	142		手選別、保管 圧縮梱包保管		
プラスチック (容器包装)	手選別	---	5		手選別 圧縮梱包保管		
食用廃油	分別保管	---			分別保管 燃料化		

表3－5 本地域構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（上富田町）

現状（H26年度）				
上富田町				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	上大中クリーンセンター	委託	3,442
埋立ごみ	埋立	上富田町不燃物最終処分場		1,068
粗大ごみ				
資源ごみ	缶	リサイクル	委託	19
	ビン			0
	強化プラスチック			58
	鉄ガラ			2
	食用废油			7
	ペットボトル			3
	乾電池			270
	紙類			

今後（R3年度）				
上富田町				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	上大中クリーンセンター	紀南広域廃棄物最終処分場	3,249
埋立ごみ	埋立	委託	(有価物) 再資源化 (不燃物) 紀南広域廃棄物最終処分場	396
粗大ごみ				
資源ごみ	缶	リサイクル	委託	214
	ビン			—
	強化プラスチック			—
	鉄ガラ			2
	食用废油			14
	ペットボトル			3
	乾電池			315
	紙類			322
	プラスチック			

表3－6 本地域構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（すさみ町）



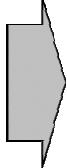
現状（H26年度）				今後（R3年度）					
すさみ町				すさみ町					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却	すさみ町ごみ焼却場	家の谷 (最終処分場)	1,261	燃えるごみ	焼却	すさみ町ごみ焼却場	紀南広域廃棄物最終処分場	1,061
可燃性粗大ごみ									
埋立 ごみ	不燃物	再選別後、不燃物は埋立、プラスチックは焼却及び資源化	日置川清掃	100	埋立 ごみ	不燃物	再選別後、不燃物は埋立、プラスチックは焼却及び資源化	日置川清掃	106
	プラスチック			すさみ町ごみ焼却場		32			
資源 ごみ	ビン（飲料用・食品用）	資源化	日置川清掃	45	資源化	ビン（飲料用・食品用）	資源化	日置川清掃	164
	アルミ製品			0		アルミ製品			
	鉄類 (アルミ以外の金属類)			33		鉄類 (アルミ以外の金属類)			
	ペットボトル		11	ペットボトル		14			
	アルミ缶		11	アルミ缶		10			
	紙類		186	紙類		18			
	有害 ごみ		蛍光灯 乾電池 水銀体温計 鏡	野村興産		4		有害 ごみ	
粗大ごみ		日置川清掃	1	粗大ごみ		日置川清掃		2	
特定家電		家の谷 (仮置き)	7	特定家電		家の谷 (仮置き)	民間委託	4	

表3－7 本地域構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（那智勝浦町）



現状（H26年度） 那智勝浦町					今後（R3年度） 那智勝浦町				
分別区分	処理方式	処理施設等		処理実績 (㌧)	分別区分	処理方式	処理施設等		処理見込 (㌧)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
燃え るご み 生ゴミ 草木・木くず 衣類 布・皮・ゴム製品 紙くず プラスチック類製品	焼却	那智勝浦町 クリーン センター	最終処分（南部興産委託）	4,499	可燃ごみ	熱回収、埋立 (仮称)新那智 勝浦町クリーン センター			3,421
資源物	選別 ・ 再資源化	那智勝浦町 クリーン センター ・ 民間再生業者	売却	259	不燃ごみ	選別、埋立 紀南広域廃棄物 最終処分場			-
			委託 埋立	116	粗大ごみ	破碎、選別、熱回収、 埋立、再資源化			-
			売却	16	紙類（ダンボール、雑誌、新聞、チラシ、紙パック）		売却	226	
			売却、委託	160	ガラス類（空きビン、ガラス製品、蛍光灯）		委託、埋立	113	
ペットボトル（飲料用、しょうゆ、酒類等の容器で「PET1」と表示のあるもの、発泡スチロール）		ペットボトル（飲料用、しょうゆ、酒類等の容器で「PET1」と表示のあるもの、発泡スチロール）		リサイクル	10				
金物類（空缶、金物、一部に金属が含まれている製品、小型の家電製品、乾電池）		金物類（空缶、金物、一部に金属が含まれている製品、小型の家電製品、乾電池）		委託、埋立	165				

表3－8 本地域構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（太地町）



現状（H26年度）						今後（R3年度）					
太地町						太地町					
分別区分		処理方式	処理施設等		処理実績 (㌧)	分別区分		処理方式	処理施設等		処理見込 (㌧)
			一次処理	二次処理					一次処理	二次処理	
可燃ごみ	生ごみ 草木・木くず 衣類 布・皮・ゴム製品 紙くず	固形燃料化	太地町清掃センター	436		可燃ごみ	固形燃料化	太地町清掃センター	576		
不燃ごみ	陶磁器類 ガラス製品 プラスチック製品	選別・埋立	太地町清掃センター	89		不燃ごみ	選別、埋立	太地町清掃センター	19		
資源物	紙類 ダンボール 新聞・チラシ 雑誌	選別 ・ 再資源化	委託	134 57 10 34 15		粗大ごみ	破碎、選別	委託	22 54 26 25 28		
	紙類（ダンボール、雑誌、新聞、チラシ、紙パック）										
	ガラス類（空き瓶、ガラス製、蛍光灯）										
	ペットボトル（飲料用、しょうゆ、酒類等の容器で「PET1」と表示のあるもの、発泡スチロール）										
	金物類（空缶、金物、一部に金属が含まれている製品、小型の家電製品、乾電池）										
	白色トレイ 飲料用、しょうゆ、酒類等の容器										
白色トレイ 食品用トレイ											
鉄類 アルミカン 金属製品											
木製家具 その他可燃性粗大ごみ	破碎・選別	太地町清掃センター	11								

表3-9 本地域構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（古座川町・串本町）

現状（H26年度） 古座川町					今後（R3年度） 古座川町				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	宝嶋クリーンセンター（焼却施設）	三重中央開発㈱最終処分場	586	可燃ごみ	焼却	宝嶋クリーンセンター（焼却施設）	紀南広域廃棄物最終処分場	494
資源ごみ	プラスチック類	資源化	委託	75	資源ごみ	資源化	委託	古座川町リサイクル作業場	71
	缶・金属類			43					71
	陶器・ビン類			47					43
	ペットボトル	洗浄・選別	古座川町リサイクル作業場	4		41			
	発泡スチロール・トレイ			1		4			
	古紙類			95		1			
	乾電池	委託	古座川町リサイクル作業場	1		86			
	蛍光灯			0		1			
	不燃ごみ（安定5品目）			埋立		古座川町最終処分場	0	1	
粗大ごみ	複合（破碎・焼却・選別・資源化等）	宝嶋クリーンセンター/委託	(不燃物) 委託	15	粗大ごみ	複合（破碎・焼却・選別・資源化等）	宝嶋クリーンセンター/委託	(不燃物) 委託	40

串本町					串本町					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)	
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	宝嶋クリーンセンター（焼却施設）	三重中央開発㈱最終処分場	5,455	可燃ごみ	焼却	宝嶋クリーンセンター（焼却施設）	紀南広域廃棄物最終処分場	4,854	
資源ごみ	蛍光灯	資源化、保管	串本町資源保管施設	4	資源ごみ	資源化・保管	串本町リサイクルセンター	焼却	委託	4
	缶・金属類			330					293	
	ビン類			62					55	
	ペットボトル	資源化・減容	串本町清掃センター	17		資源化・減容	串本町リサイクルセンター	焼却	15	
	発泡スチロール			324					288	
	プラスチック類			520					463	
	古紙類	資源化、保管	串本町資源保管施設	8		資源化・保管	串本町リサイクルセンター	委託	6	
	乾電池			341					303	
	埋立ごみ	埋立	串本町最終処分場	串本町最終処分場			埋立ごみ	選別、保管	宝嶋クリーンセンター	紀南広域廃棄物最終処分場
粗大ごみ	複合、破碎、選別	宝嶋クリーンセンター、串本町リサイクルセンター	(不燃物) 委託		粗大ごみ	複合、破碎、選別	宝嶋クリーンセンター、串本町リサイクルセンター	(不燃物) 委託		

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

(2) の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	事業主体	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設	田辺市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	田辺市	150t/日	和歌山県田辺市元町2291番地の6	H28 (H26～28)
2	エネルギー回収推進施設	熱回収施設整備事業	那智勝浦町	19t/日	和歌山県那智勝浦町二河1604番地9他	R2
3	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	那智勝浦町	12 t/日	和歌山県那智勝浦町二河1604番地9他	R2
4	最終処分場	紀南広域廃棄物最終処分場整備事業	紀南環境広域施設組合	約198,000 m ³	和歌山県田辺市稻成町字天王原地内	H30～R2

※ 事業期間の（　）は1期及び2期全体の事業期間を表す。

(整備理由)

事業番号1 既存処理施設の延命化及び温室効果ガスの削減 (CO₂削減率17.3%)。

事業番号2 既存施設の老朽化及び地元協定による廃止に伴う新規施設建設のため。

事業番号3 既存施設の老朽化及び地元協定による廃止に伴う新規施設建設のため。

事業番号4 各構成市町の現有処分場の完了に伴う新規処分先の確保。

イ. 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	事業主体	直近の整備済基数（基） (平成26年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
5	浄化槽設置整備事業	田辺市	8,447	896	2,688	H29～R2年度
6		新宮市	3,263	308	773	H29～R2年度
7		みなべ町	547	35	122	H28～R2年度 (H24～R2年度)
8		白浜町	2,374	186	600	H28～R2年度 (H23～R2年度)
9		上富田町	1,770	179	554	H28～R2年度 (H22～R2年度)
10		すさみ町	668	63	197	H28～R2年度 (H27～R2年度)
11		那智勝浦町	1,818	175	350	H28～R2年度 (H26～R2年度)
12		太地町	189	62	161	H28～R2年度 (H26～R2年度)
13		古座川町	473	51	127	H28～R2年度 (H22～R2年度)
14		串本町	1,600	259	597	H28～R2年度 (H22～R2年度)
	公共浄化槽等整備推進事業		0	0	0	
	その他地方単独事業		0	0	0	
	合計		21,149	2,214	6,169	

※ 事業期間の（　）は1期及び2期全体の事業期間を表す。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前記(3) の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業主体	事業内容	事業期間
20	熱回収施設整備事業（事業番号2）及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号3）に係る計画支援業務	那智勝浦町	生活環境影響調査 地質調査 施設整備基本計画 施設基本設計 造成実施設計 発注仕様書作成	H31 R2

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、各構成市町において次の施策を実施していく。

①田辺市

ア 家電リサイクルに関する普及啓発（事業番号 50）

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策（事業番号 51）

不法投棄の早期発見、防止を図るため、各地区自治会や警察との連携によりによるパトロールやマナー向上のための啓発活動等を強化するとともに、分別方法の周知不足による不法投棄を防止していく。また、不法投棄の抑止と投棄者を特定するため、監視カメラを設置し、再発防止に努める。

ウ 災害時の廃棄物対策（事業番号 52）

平成 21 年度に改定された「田辺市地域防災計画」及びこれに基づいて平成 22 年度に策定された「災害廃棄物処理対策基礎調査」を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、周辺地域との連携体制を構築する。

なお、災害廃棄物処理計画については令和 3 年 3 月末までに策定見込である。

②新宮市

ア 家電リサイクルに関する普及啓発（事業番号 50）

家電リサイクル法の対象物について、適正な回収がなされるように関連団体や事業者と協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策（事業番号 51）

道路や公共施設を管理する関係機関との連携を図ることで、監視体制を強化するとともに、地域住民との協力体制を構築することで、パトロールや看板の設置など啓発活動の強化を図っていく。

ウ 災害時の廃棄物対策（事業番号 52）

震災や水害などにより多量の廃棄物が発生した場合には、迅速に処理を行う。

なお、災害廃棄物処理計画については令和 3 年 3 月末までに策定見込である。

エ 再利用先の確保、再生製品の需要拡大（事業番号 53）

不用品交換、バザー・フリーマーケットなど住民や事業者が主体のリサイクル活

動に対し、広報紙等で情報提供を行うとともに活動場所の提供など支援を行う。また、事業所内に古紙の資源・分別スペースを設け、減量・資源再利用を促進するとともに事業所内における資源循環への意識を高める。

③みなべ町

ア 家電リサイクルに関する普及啓発（事業番号 50）

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策（事業番号 51）

監視カメラの導入や監視パトロール等の実施により不法投棄の予防・監視強化に努める。

ウ 災害時の廃棄物対策（事業番号 52）

ライフラインが喪失するような大地震や台風などにおいては、適切に災害廃棄物の収集運搬、一時保管を行い、他自治体と相互に協力して迅速に対応する。また、民間事業者の協力が得られるように協定を締結する。さらに、近隣の自治体で大災害が発生し、ごみ処理について要請があった場合には、みなべ町のごみ処理能力の範囲内で災害ごみの受入と適正処理を行うなど、応援要請等に対して迅速に対応する。

なお、災害廃棄物処理計画については策定済である。

エ 再利用先の確保、再生製品の需要拡大（事業番号 53）

町内で排出・回収されたペットボトルについてはエコ製品として、ごみ収集時の指定袋や衣類にリサイクルを行っている。また、今後の計画として年に2回回収されている廃食油を自動車燃料としてBDF化しごみ収集車等へ利用していく。

④白浜町

ア 家電リサイクルに関する普及啓発（事業番号 50）

各リサイクル法の対象物については、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や事業者などと協力して普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策（事業番号 51）

地域の自治会（町内会・区）や警察、保健所及び紀ノ国環境モニターと連携をとり、パトロールを強化し、看板の設置や日常的な監視を行うことにより、不法投棄防止を図る。

ウ 災害時の廃棄物対策（事業番号 52）

平成 19 年 3 月に策定した「白浜町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書」に記載されている「災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行うとともに、災害発生時の初期対応や基本的な役割分担を明確にするとともに、周辺自治体との相互協力体制の構築について検討する。

エ 生活排水対策（事業番号 54）

浄化槽の普及促進を進めるとともに、資源ごみの日の廃食油回収、三角コーナーネットの使用、拭取紙等の排出抑制用品の使用について、広報を通じて啓発を行う。

オ ボランティアへの協力（事業番号 55）

日置小学校と日置中学校が主となり地元の海岸を清掃する大崎クリーンアップ作戦など小中学校や地域・ボランティアによる清掃に協力していく。

⑤上富田町

ア 家電リサイクルに関する普及啓発（事業番号 50）

廃家電のリサイクルについて普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策（事業番号 51）

過去に不法投棄がなされた箇所に警告看板を設置し、不法投棄防止を図る。

ウ 災害時の廃棄物対策（事業番号 52）

平成 28 年 10 月に上富田町災害廃棄物処理計画を策定しており、計画書に基づき対応する。

⑥すさみ町

ア 家電リサイクルに関する普及啓発（事業番号 50）

冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、テレビ、エアコンを特定家電として分別。

イ 不法投棄対策（事業番号 51）

パトロール及び回収（回収できるものに限る）

ウ 再利用先の確保、再生製品の需要拡大（事業番号 53）

古紙等資源ごみ集団回収補助金交付事業（対象：各団体）

エ 生活排水対策（事業番号 54）

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、広報・啓発活動の実施を検討する。

オ 災害時の廃棄物対策（事業番号 52）

災害廃棄物処理基本計画を策定し、災害廃棄物の適正処理体制を整備するとともに、県及び近隣市町村と連携して協力体制の確保に努める。

また、災害廃棄物の仮置場の選定など、災害廃棄物処理計画は必要に応じて見直していくものとする。

⑦那智勝浦町

ア 不法投棄対策（事業番号 51）

クリーン作戦の実施や環境美化推進員の活動など、住民参加と協働の取り組みを展開することにより、地域の環境美化を推進する。

あわせて、町内会等との合同パトロールを実施し、不法投棄防止に向けた監視体制を強化するとともに、町内会等と協働で不法投棄物を回収するなど、不法投棄に対する意識の向上と、不法投棄をさせない許さない環境づくりの醸成を図るものとする。

イ 災害時の廃棄物対策（事業番号 52）

震災や水害などにより多量の廃棄物が発生した場合や、一般廃棄物処理施設が運転停止し、ごみを処理できないような大規模災害が発生した場合には、地域防災計画に基づき、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関と連携し、被災地及び避難所におけるごみ、がれき等の廃棄物を適正に処理する。

なお、災害廃棄物処理計画については策定済である。

ウ 温室効果ガス排出量の管理と排出削減（事業番号 56）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市町村は自ら排出する温室効果ガスを排出抑制するための施策を実施するとともに、排出削減のための実行計画を策定するものとされている。

本計画においては、中間処理施設における温室効果ガスを管理し、焼却によるエネルギーを有効利用することで化石燃料の消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を行うものとする。

⑧太地町

ア 不法投棄対策（事業番号 51）

クリーン作戦の実施や環境美化推進員の活動など、住民参加と協働の取り組みを展開することにより、地域の環境美化を推進する。

あわせて、町内会等との合同パトロールを実施し、不法投棄防止に向けた監視体制を強化するとともに、町内会等と協働で不法投棄物を回収するなど、不法投棄に対する意識の向上と、不法投棄をさせない許さない環境づくりの醸成を図るものとする。

イ 災害時の廃棄物対策（事業番号 52）

震災や水害などにより多量の廃棄物が発生した場合や、一般廃棄物処理施設が運転停止し、ごみを処理できないような大規模災害が発生した場合には、地域防災計画に基づき、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関と連携し、被災地及び避難所におけるごみ、がれき等の廃棄物を適正に処理する。

なお、災害廃棄物処理計画については令和3年4月以降に策定見込みである。

⑨古座川町・串本町

ア 家電リサイクルに関する普及啓発（事業番号 50）

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策（事業番号 51）

地域の自治会等と一体となった普及啓発により、分別区分に従ったごみ排出の徹底を進めるとともに、パトロールの強化等を行い、不法投棄防止を図る。

なお、災害廃棄物処理計画については令和3年4月以降に策定見込みである。

ウ 災害時の廃棄物対策（事業番号 52）

震災・水害等の災害により一度に多量の廃棄物が発生した場合は、「串本町地域防災計画」及び「古座川町地域防災計画」に基づき、できる限り迅速に対応するものとする。

また、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

※仮置場：宝島クリーンセンターを候補地とする。

※最終処分場：串本町最終処分場、古座川町最終処分場を候補地とする。

なお、災害廃棄物処理計画について串本町は策定済であり、古座川町については令和3年4月以降に策定見込みである。

エ 再利用先の確保、再生製品の需要拡大（事業番号 53）

事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や再生品等の使用に努める。

粗大ごみ等として排出される家具、自転車等の修理・展示等を行い、再生利用品の有効利用を検討する。

オ 生活排水対策（事業番号 54）

合併浄化槽への転換等を、広報等により啓発していく。また、浄化槽を正常に機能させるため、浄化槽の保守・点検や清掃等の徹底を推進していく。

カ 資源化（事業番号 57）

汚泥再生処理施設にて、リン回収による資源化を図る。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域各構成市町は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、本地域各構成市町、和歌山県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画添付書類一覧

- 添付資料 1 対象地域図
- 添付資料 2 目標の設定に関するグラフ
- 添付資料 3 分別区分説明資料
- 添付資料 4 現有処理施設の概要

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業等実施計画総括表 1

- 添付資料 5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
- 添付資料 6 地域内の施設の現況と予定（位置図）（浄化槽区域図を含む）

様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

その他参考資料

- 参考資料様式 1 施設概要（リサイクル施設系）
- 参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）
- 参考資料様式 4 施設概要（最終処分場系）
- 参考資料様式 6 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式 7 計画支援概要

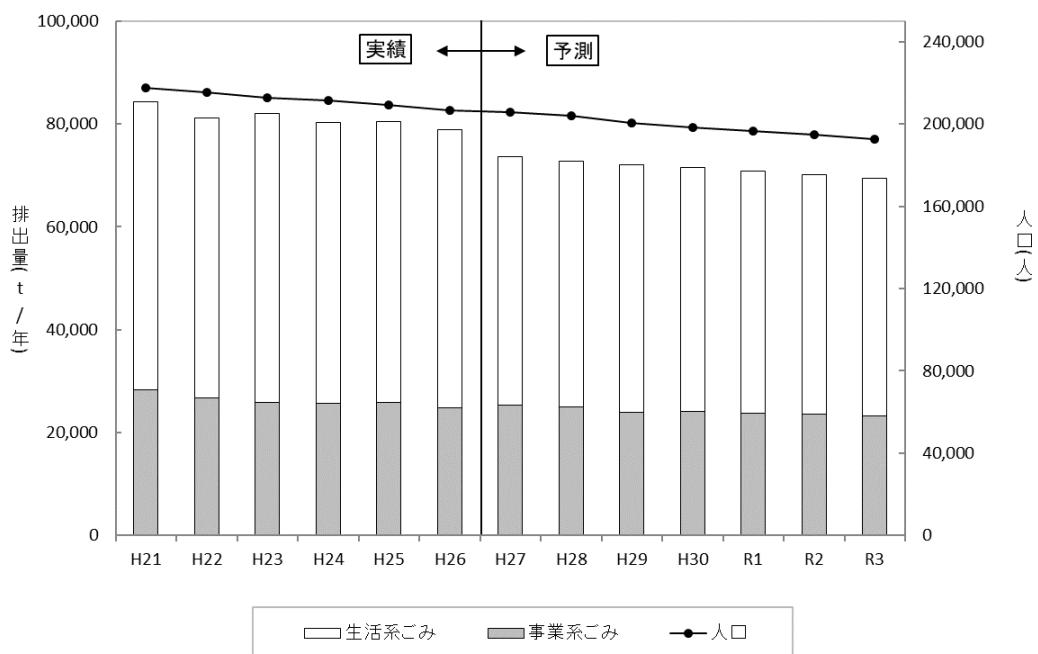
添付資料 1

対象地域図

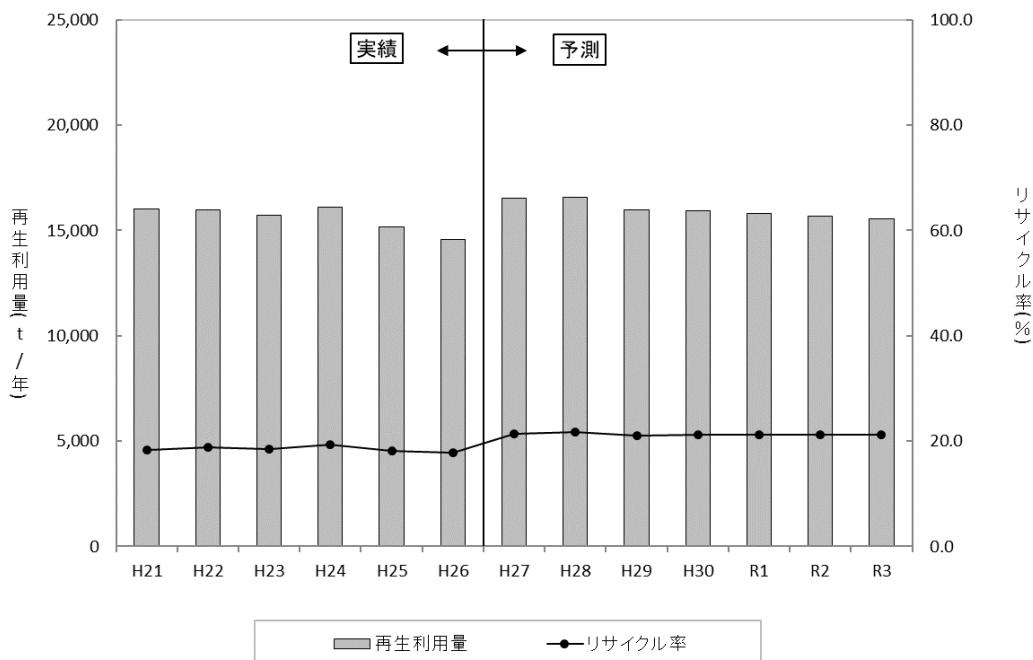


添付資料2 目標の設定に関するグラフ

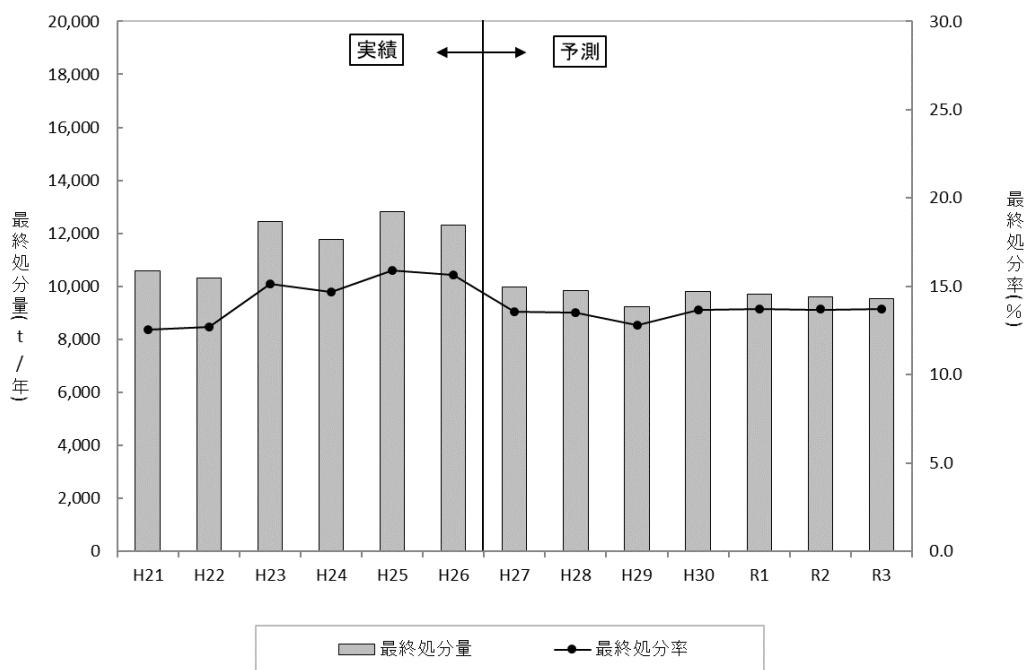
1. ごみ排出量の減量化目標



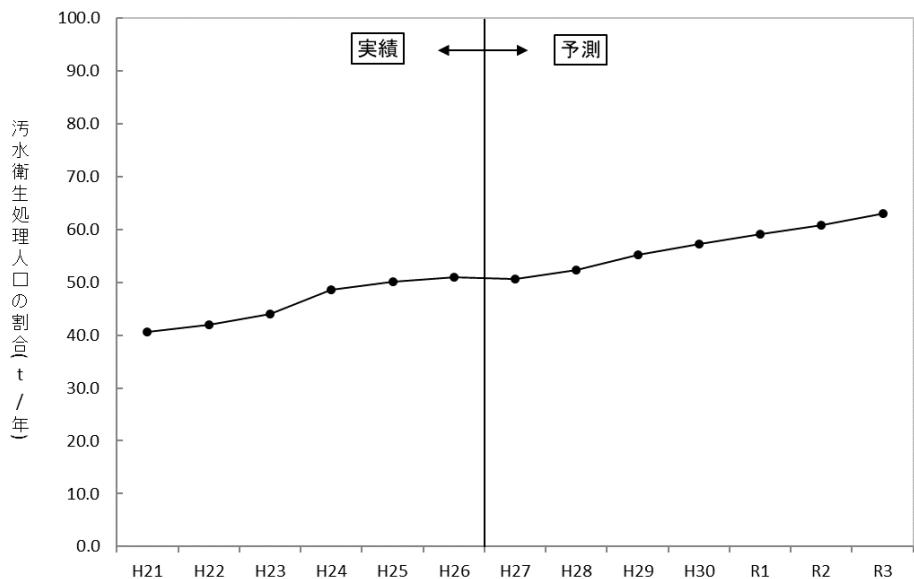
2. 再生利用量の目標（リサイクル率）



3. 最終処分の目標（最終処分率）



4. 生活排水処理の目標（汚水衛生処理人口の割合）



添付資料3 分別区分説明資料

1. 田辺市

区分	分別区分	収集頻度	収集方式	排出容器
可燃ごみ	燃やせるごみ	2回/週	ステーション	指定袋
資源ごみ	資源ごみ	1回/月	ステーション	指定袋
プラスチックごみ	プラスチックごみ	2回/月	ステーション	指定袋
埋立ごみ	埋立ごみ等	1回/月	ステーション	指定袋
資源ごみ	新聞紙	2回/月	ステーション	無
	雑誌・雑紙	2回/月	ステーション	無
	ダンボール	2回/月	ステーション	無
	古着	隨時	個別	無
	牛乳パック	2回/月	ステーション	無
	ペットボトル	隨時	ステーション	無
	容器包装プラスチック	2回/月	ステーション	指定袋
	その他プラスチック			
	白色トレー			
	アルミ缶	隨時	ステーション	無
	スチール缶	隨時	ステーション	無
	金属	1回/月	ステーション	指定袋
	蛍光灯	1回/月	ステーション	
	びん類	1回/月	ステーション	
	乾電池・体温計	隨時	ステーション	透明袋
粗大ごみ	大型ごみ	1回/月	戸別	—
その他のごみ	直接搬入ごみ	隨時	—	—

2. 新宮市

区分	分別区分	収集頻度	収集方式	排出容器
資源ごみ	燃やせるごみ	2回/週	個別	指定袋
	スチール缶	2回/月	エコ広場	—
	アルミ缶	2回/月	エコ広場	—
	金属・金属付パラチック類	2回/月	エコ広場	—
	活きビン	2回/月	エコ広場	—
	無色透明ビン	2回/月	エコ広場	—
	茶色ビン	2回/月	エコ広場	—
	着色ビン	2回/月	エコ広場	—
	新聞紙	2回/月	エコ広場	—
	段ボール類	2回/月	エコ広場	—
	雑誌・その他の紙類	2回/月	エコ広場	—
	紙パック	2回/月	エコ広場	—
	布・衣類	2回/月	エコ広場	—
有害ごみ	ペットボトル	2回/月	エコ広場	—
	その他パラチック	2回/月	エコ広場	—
埋立ごみ	粗大ごみ	2回/月	エコ広場	—
	乾電池	2回/月	エコ広場	—
	蛍光灯類	2回/月	エコ広場	—
燃やせないごみ		2回/月	エコ広場	—

3. みなべ町

区分	分別区分	収集頻度	収集方式	排出容器
可燃ごみ	燃やせるごみ	2回/週	併用	指定袋
不燃ごみ	埋立ごみ	2回/月	併用	指定袋
資源ごみ	新聞紙	1回/月	併用	—
	雑誌・雑紙	2回/月	併用	—
	ダンボール	1回/週 2回/月	併用	—
	古着	1回/月	併用	透明袋
	牛乳パック	—	ステーション	—
	ペットボトル	—	ステーション	—
	容器包装パラストック	1回/週	併用	指定袋
	その他パラストック	1回/週	併用	指定袋
	トレイ	—	ステーション	—
	アルミ缶	3回/月	併用	指定袋
	スチール缶	3回/月	併用	指定袋
	金属	3回/月	併用	指定袋
粗大ごみ	びん類	2回/月	併用	指定袋
	大型ごみ	—	—	—
有害ごみ	蛍光管	2回/月	併用	指定袋
	乾電池、体温計、ライター	2回/月	併用	透明袋
その他のごみ	処理困難物	—	—	—

4. 白浜町

白浜町では、町による直営、委託業者及び許可業者により収集を行っている。収集品目は、「もえるごみ」、「資源ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」の4種であり、分別排出によるごみ減量化に努めている。なお、資源ごみは、住民によりカン類（アルミ・スチール）、ビン類（生きビン、無色、茶色、その他ビン他）、金属、紙類（ダンボール、新聞、雑誌・チラシ等）、布類、有害危険ごみ（乾電池、蛍光灯等）、食用廃油、プラスチック、ペットボトル及びその他に、粗大ごみは、可燃性と不燃性に細分される。

分別区分	排出方法	収集方法	収集主体	処理方法	
もえるごみ	町指定ごみ袋・青色	ステーション	白浜町	焼却施設	
資源ごみ					
資源ごみの日 に収集するもの （コンテナ回収）	アルミ缶	町指定容器・裸	ステーション	再資源化	
	スチール缶	町指定容器・裸	ステーション	再資源化	
	生きビン	町指定容器・裸	ステーション	再資源化	
	無色透明ビン	町指定容器・裸	ステーション		
	茶色ビン	町指定容器・裸	ステーション		
	その他ビン	町指定容器・裸	ステーション		
	金属類	町指定容器・裸	ステーション	再資源化	
	ダンボール	裸・紐でくくる	ステーション	容器リサイクル	
	新聞	裸・紐でくくる	ステーション	再資源化	
	雑誌・チラシ等	裸・紐でくくる	ステーション	再資源化	
	布類	裸・ひも又は袋	ステーション	再資源化	
	乾電池	町指定容器・裸	ステーション	再資源化	
	蛍光灯等	町指定容器・裸	ステーション	再資源化	
	食用廃油	町指定容器・裸	ステーション	再資源化	
	プラスチック 容器包装	町指定容器・裸	ステーション	壳却	
	不燃ごみ	町指定容器・裸回収	ステーション	再資源化	
				破碎後埋立	
拠点回収	ペットボトル	単体	ステーション 拠点回収	—	中間処理後再資源化 壳却
可燃性粗大ごみ		単体	個別	自己搬入 許可業者	選別 破碎 選別 焼却又は資源化、燃料化
不燃性粗大ごみ		単体	個別	許可業者	許可

5. 上富田町

区分	分別区分	収集頻度	収集方式	排出容器
可燃ごみ	可燃ごみ	2回/週	各戸収集	町指定袋
埋立ごみ	埋立ごみ	2回/月	各戸収集	町指定袋
資源ごみ	資源ごみ (定期収集)	2回/月	各戸収集	町指定袋
	紙類	不定期	ステーション	—
	ペットボトル	不定期	ステーション	—
	缶	不定期	ステーション	—
	ビン	不定期	ステーション	—
	乾電池	不定期	ステーション	—
粗大ごみ	粗大ごみ	1回/月	戸別	—
その他のごみ	直接搬入ごみ	—	自己搬入	—

6. すさみ町

区分	分別区分	収集頻度	収集方式	排出容器
燃えるごみ	可燃ごみ	3回/週	ステーション	指定袋
燃えないごみ	埋立ごみ	2回/月	ステーション	指定袋
資源ごみ	鉄類	1回/週	ステーション	指定袋
	飲料びん	1回/週	ステーション	指定袋
	アルミ製品	1回/週	ステーション	指定袋
	ペットボトル	1回/週	ステーション	指定袋
	ペットボトル	適時	拠点回収	—
	アルミ缶	適時	保管庫	—
	紙類	適時	保管庫	紐で縛る
	粗大ごみ	隨時	戸別	—
	特定家電	隨時	戸別	—
有害ごみ	蛍光灯	隨時	拠点回収	—
	乾電池	隨時	拠点回収	—
	水銀体温計	随时	拠点回収	—
	鏡	随时	拠点回収	—
その他のごみ	直接搬入ごみ	随时	自己搬入	—

7. 那智勝浦町

区分	分別区分	収集頻度	収集方式	排出容器
可燃ごみ	燃えるごみ	2回/週	拠点収集	指定袋
資源ごみ	紙類	2回/月	拠点収集	紙ひもで縛る
	ガラス類	2回/月	拠点収集	指定袋
	ペットボトル	2回/月	拠点収集	無色透明の袋
	金物類	2回/月	拠点収集	指定袋

8. 太地町

区分	分別区分	収集頻度	収集方式	排出容器
可燃ごみ	燃やせるごみ	4回/週	ステーション	ビニール袋
不燃ごみ	燃やせないごみ ^{プラスチック}	1回/月	ステーション	ビニール袋
資源ごみ	紙類	1回/月	ステーション	ビニール袋
	ペットボトル	1回/月	ステーション	ビニール袋
	白色トレイ	1回/月	ステーション	ビニール袋
	ガラス・ビン類	1回/月	ステーション	ビニール袋
	鉄類	1回/月	ステーション	ビニール袋
粗大ごみ	粗大ごみ	—	—	—
有害ごみ	乾電池・蛍光管	—	—	—
その他ごみ	直接搬入ごみ	隨時	—	—

9. 古座川町

区分	分別区分	収集頻度	収集方式	排出容器
可燃ごみ	可燃ごみ	1回/週	ステーション・戸別	指定袋
資源ごみ	プラスチック類	2回/月	ステーション・戸別	袋
	缶・金属類	1回/月	ステーション・戸別	専用コンテナ
	陶器・ビン類	1回/月	ステーション・戸別	専用コンテナ
	ペットボトル	1回/月	ステーション・戸別	袋
	発泡スチロール・トレイ	1回/月	ステーション・戸別	袋
	古紙類	1回/月	ステーション・戸別	紐で縛る
	乾電池	1回/月	ステーション・戸別	袋
	蛍光灯	隨時	拠点回収	—
不燃ごみ	不燃ごみ	1回/月	直接搬入	—
粗大ごみ	粗大ごみ	隨時	直接搬入	—

10. 串本町

区分	分別区分	収集頻度	収集方式	排出容器
可燃ごみ	燃やせるごみ	2回/週	ステーション	指定袋
不燃ごみ	燃やせないごみ	1回/2週	ステーション	指定袋
資源ごみ	新聞紙	1回/2週	ステーション	紐で縛る
	雑誌・雑紙	1回/2週	ステーション	紐で縛る
	ダンボール	1回/2週	ステーション	紐で縛る
	古着	2回/週	ステーション	指定袋
	牛乳パック	1回/2週	ステーション	紐で縛る
	ペットボトル	随時	拠点回収	回収ボックス
	容器包装プラスチック	1回/週	ステーション	指定袋
	その他プラスチック	1回/週	ステーション	指定袋
	白色トレー	随時	拠点回収	回収ボックス
	アルミ缶	1回/2週	ステーション	指定袋
	スチール缶	1回/2週	ステーション	指定袋
	金属	1回/2週	ステーション	指定袋
	乾電池	随時	拠点回収	回収ボックス
粗大ごみ	大型ごみ	随時	直接搬入	—
有害ごみ	乾電池、蛍光管	随時	拠点回収	回収ボックス
その他のごみ	直接搬入ごみ	随時	自己搬入	—

添付資料4 現有処理施設の概要

参考表1 中間処理施設の概要（平成26年度時点）

市町村名	施設名	所在地	施設種別	処理対象廃棄物	型式及び処理方式	処理能力	稼動開始
田辺市	田辺市ごみ処理場	田辺市元町2291-6	焼却施設	可燃ごみ	准連続燃焼式ストーカ炉	100t/16h	H8. 04
新宮市	新宮市クリーンセンター	新宮市桧杖土ノ川648-34	焼却施設	可燃ごみ	准連続燃焼式ストーカ炉	49t/16h	H14. 12
白浜町	白浜町清掃センター	白浜町保呂749	焼却施設	可燃ごみ、粗大ごみ、 公共汚泥	准連続燃焼式流動床炉	55t/16h	H7. 03
白浜町	日置川ごみ焼却場	白浜町日置2119	焼却施設	可燃ごみ	機械バッチ式ストーカ炉	12t/8h	H2. 07
上大中清掃施設組合	上大中クリーンセンター	上富田町市ノ瀬汗川1862	焼却施設	可燃ごみ	機械バッチ式ストーカ炉	22t/8h	S62. 03
すさみ町	すさみ町ごみ焼却場	すさみ町周参見4810	焼却施設	可燃ごみ	機械バッチ式ストーカ炉	15t/8h	S62. 04
那智勝浦町	那智勝浦町クリーンセンター	那智勝浦町天満1986	焼却施設	可燃ごみ	准連続燃焼式流動床炉	50t/16h	H3
太地町	太地町清掃センター	太地町太地2638-1	固形燃料化施設	可燃ごみ、可燃粗大ごみ	固形燃料（R D F）化	6t/日	H12. 04
串本町古座川町衛生施設事務組合	宝嶋クリーンセンター	串本町田原字宝嶋4176-1	焼却施設	可燃ごみ	機械バッチ式ストーカ炉	30t/日	H18. 04
田辺市	容器包装プラスチックリサイクル施設	田辺市元町2291-6	リサイクルセンター	資源ごみ	選別・圧縮・梱包	4. 9t/5h	H19. 09
新宮市	新宮市クリーンセンター	新宮市桧杖土ノ川648-34	リサイクルセンター	資源ごみ	選別・圧縮・梱包	48t/5h	H17
みなべ町	資源ごみ選別施設	みなべ町山内1570-113	リサイクルセンター	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	選別	3t/5h	H3
白浜町	白浜町リサイクルプラザ	白浜町保呂749	リサイクルセンター	金属類、不燃ごみ、 その他資源ごみ	破碎・分別・保管	6. 6t/5h	H8. 03
那智勝浦町	那智勝浦町クリーンセンター	那智勝浦町天満1986	リサイクルセンター	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	破碎・選別・圧縮	12t/日	H3
太地町	太地町清掃センター	太地町太地2638-1	リサイクルセンター	紙類、金属類、ガラス・ビン類、 ペットボトル、プラスチック類、布類	選別	5t/5h	S53
古座川町	古座川町リサイクル作業場	古座川町池野山22	リサイクルセンター	ペットボトル、トレイ、 古紙類	洗浄設備		H11. 04
串本町	串本町清掃センター	串本町田原字宝嶋4176-1	リサイクルセンター	ビニール、廃プラスチック類	減容・保管等	0. 5t/5h	H8
串本町	串本町資源ごみ保管施設	串本町田並字池の谷2288-1	リサイクルセンター	ペットボトル、発泡スチロール、資源ごみ	破碎・減容・保管等	0. 7t/5h	H14. 10

参考表2 最終処分場の概要（平成26年度時点）

市町村名	施設名	所在地	施設種別	処理対象廃棄物	埋立容量	埋立開始
田辺市	田辺市ごみ処理場	田辺市元町2291-6	埋立（管理型）	焼却灰、陶磁器類、ガラス類（リサイクル残渣）	215,864	H8. 04
みなべ町	みなべ町最終処分場	みなべ町山内1570-113	埋立（管理型）	焼却灰、陶磁器類、ガラス類（リサイクル残渣）	10,000	H24
白浜町	白浜町最終処分場	白浜町椿1081-1	埋立（管理型）	焼却灰、陶磁器類、ガラス類（残渣）	46,000	H10. 04
大辺路衛生施設組合	家の谷最終処分場	白浜町日置2029-1	埋立（管理型）	焼却灰、陶磁器類、プラスチック類、ガラス類、がれき	69,030	S57. 03
上富田町	上富田町一般廃棄物最終処分場	上富田町岩田1967	埋立（管理型）	陶磁器類、プラスチック類、ガラス類（リサイクル残渣）	68,000	S53
古座川町	楠最終処分場	古座川町楠483,491,492	埋立（安定型）	不燃ごみ（安定5品目）	15,000(m ³)	S48. 04
串本町	串本町最終処分場	串本町田並字池の谷2288-1	埋立（管理型）	陶磁器類、プラスチック類、ガラス類	82,500	S58. 4

参考表3 し尿処理施設の概要（平成26年度時点）

市町村名	施設名	所在地	処理方式	処理対象廃棄物	処理能力	稼働開始
田辺市周辺衛生施設組合	清浄館	田辺市新庄町1177-3	高負荷脱窒素処理方式+高度処理	し尿、浄化槽汚泥	170kl/日	H7. 04
富田川衛生施設組合	白鳥苑	西牟婁郡白浜町十九瀬1182-1	標準脱窒素処理方式+高度処理	し尿、浄化槽汚泥	75kl/日	H18. 06
紀南環境衛生施設事務組合	南清園	新宮市新宮8002-9	低希釈二段活性汚泥法処理+高度処理	し尿、浄化槽汚泥	120kl/日	S60. 02
大辺路衛生施設組合	大辺路衛生センター	西牟婁郡すさみ町周参見4810	標準脱窒素処理方式+高度処理	し尿、浄化槽汚泥	30kl/日	S57. 04
那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合	大浦浄苑し尿処理施設	東牟婁郡那智勝浦町市屋1054-9	高負荷脱窒素処理方式	し尿、浄化槽汚泥	37kl/日	H8. 04
串本町古座川町衛生施設事務組合	池野山環境衛生センター	東牟婁郡古座川町池野山字池頭577番地1	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理	し尿、浄化槽汚泥	45kl/日	H26. 04

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1 (平成28年度)

1. 地域の概要

(1)地域名	紀南広域	(2)地域内人口	206,519人 (平成26年10月1日)	(3)地域面積	2,454.23 km ²
(4)構成市町村等名	田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町 紀南環境広域施設組合、串本町古座川町衛生施設事務組合		(5)地域の要件	(人口) (面積) 沖縄 離島 奄美 豪雪 (山村) (半島) (過疎) その他	
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村 紀 南 環 境 広 域 施 設 組 合 : 田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町 串 本 町 古 座 川 町 衛 生 施 設 事 務 組 合 : 串本町、古座川町		設立年月日 平成25年8月1日		
			昭和39年10月21日		

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)							目標
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	28,303	26,728	25,880	25,597	25,859	24,761	集計中	23,220 (H26比 -6.2 %)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.87	1.83	1.84	1.90	1.91	1.83		1.83 (H26比 0.0 %)
	生活系 総排出量(トン)	55,971	54,389	56,140	54,651	54,616	54,099		46,186 (H26比 -14.6 %)
	1人当たりの排出量(kg/人)	257	253	264	258	261	262		240 (H26比 -8.4 %)
合計	事業系家庭系排出量合計(トン)	84,274	81,117	82,020	80,248	80,475	78,860		69,406 (H26比 -12.0 %)
再生利用量	直接資源化量(トン)	4,881 (5.8%)	4,748 (5.9%)	4,443 (5.4%)	4,827 (6.0%)	4,697 (5.8%)	4,509 (5.7%)	集計中	5,364 (7.7%)
	総資源化量(トン)	16,031 (18.3%)	15,988 (18.9%)	15,717 (18.4%)	16,121 (19.4%)	15,172 (18.2%)	14,571 (17.9%)		15,528 (21.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	0	0	0	0	0	0	集計中	0
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	61,175 (72.6%)	58,228 (71.8%)	57,166 (69.7%)	55,333 (69.0%)	55,318 (68.7%)	54,629 (69.3%)	集計中	47,966 (69.1%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	10,598 (12.6%)	10,321 (12.7%)	12,430 (15.2%)	11,768 (14.7%)	12,814 (15.9%)	12,327 (15.6%)	集計中	9,531 (13.7%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。添付資料5

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定（平成26年度時点）

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
ごみ焼却施設	田辺市ごみ処理場	田辺市	准連続燃焼式ストーカ炉	100t/16h	H8.04	未定	未定	
ごみ焼却施設	新宮市クリーンセンター	新宮市	准連続燃焼式ストーカ炉	49t/16h	H14.12	R4.11 廃止	未定	
ごみ焼却施設	白浜町清掃センター	白浜町	准連続燃焼式流動床炉	55t/16h	H7.03	未定	未定	
ごみ焼却施設	日置川ごみ焼却場	白浜町	機械バッチ式ストーカ炉	12t/8h	H2.07	未定	未定	
ごみ焼却施設	上大中クリーンセンター	上大中清掃施設組合	機械バッチ式ストーカ炉	22t/8h	S63.04	未定	未定	
ごみ焼却施設	すさみ町ごみ焼却場	すさみ町	機械バッチ式ストーカ炉	15t/8h	S62.04	未定	未定	
ごみ焼却施設	那智勝浦町クリーンセンター	那智勝浦町	准連続燃焼式流動床炉	50t/日	H3.04	R3.03 廃止	未定	
固形燃料化施設	太地町清掃センター	太地町	固形燃料化施設	6t/日	H12.04	未定	未定	
ごみ焼却施設	宝島クリーンセンター	串本町古座川町衛生施設事務組合	機械バッチ式ストーカ炉	30t/日	H18.04	未定	未定	
リサイクルセンター	容器包装プラスチックリサイクル施設	田辺市	選別・圧縮・梱包	4.9t/5h	H19.09	未定	未定	
ストックヤード	ストックヤード施設	田辺市	10区画	約1,300m ²	H13.04	未定	未定	
ストックヤード	自走式破碎機	田辺市	二軸せん断式		H22.07	未定	未定	
リサイクルセンター	新宮市クリーンセンター	新宮市	選別・圧縮・梱包	48t/5h	H17	未定	未定	
リサイクルセンター	資源ごみ選別施設	みなべ町	選別	3t/5h	H3	未定	未定	
リサイクルセンター	カレット選別棟 (白浜町清掃センター内)	白浜町	手選別・保管	3t/日	H7.03	未定	未定	
リサイクルセンター	白浜町リサイクルプラザ (白浜町清掃センター内)	白浜町	破碎・分別・保管	6.6t/日	H8.03	未定	未定	
リサイクルセンター	那智勝浦町クリーンセンター	那智勝浦町	破碎・圧縮・梱包	12t/日	H3	R3.03 廃止	未定	
リサイクルセンター	太地町清掃センター	太地町	選別	5t/5h	S53	未定	未定	
リサイクルセンター	古座川町リサイクル作業場	古座川町	洗浄等	—	H11.04	未定	未定	
リサイクルセンター	串本町資源保管施設	串本町	破碎・減容・保管等	0.7t/5h	H8	H28.03 廃止	未定	
リサイクルセンター	串本町清掃センター	串本町	減容・保管等	0.5t/5h	H14.10	H28.03 廃止	未定	
最終処分場	田辺市ごみ処理場	田辺市	管理型	215,864m ³	H8.04	未定	未定	

最終処分場	みなべ町最終処分場	みなべ町	管理型	10,000 m ³	H24	R8 廃止	未定	
最終処分場	白浜町最終処分場	白浜町	管理型	46,000 m ³	H10.04	H29 廃止	未定	
最終処分場	家の谷処分場	大辺路衛生施設組合	管理型	69,030 m ³	S57.03	R3 廃止	未定	
最終処分場	上富田町一般廃棄物最終処分場	上富田町	管理型	68,000 m ³	S53	H27 廃止	未定	
最終処分場	楠最終処分場	古座川町	安定型	15,000 m ²	S48.04	未定	未定	
最終処分場	串本町最終処分場	串本町	管理型	82,500 m ³	S58.04	H27.03 廃止	未定	
し尿処理施設	清浄館	田辺市周辺衛生施設組合	高負荷脱窒素処理方式 +高度処理	170kl/日	H7.04	未定	未定	
し尿処理施設	白鳥苑	富田川衛生施設組合	標準脱窒素処理方式 +高度処理	75kl/日	H18.06	未定	未定	
し尿処理施設	南清園	紀南環境衛生施設事務組合	低希釈二段活性汚泥法処理 +高度処理	120kl/日	S60.02	未定	未定	
し尿処理施設	大辺路衛生センター	大辺路衛生施設組合	標準脱窒素処理方式 +高度処理	30kl/日	S57.04	未定	未定	
し尿処理施設	大浦浄苑し尿処理施設	那智勝浦町・太地町環境衛生一部事務組合	高負荷脱窒素処理方式	37kl/日	H8.04	未定	未定	
し尿処理施設	池野山環境衛生センター	串本町古座川町衛生施設事務組合	膜分離高負荷脱窒素処理方式 +高度処理	45kl/日	H26.04	未定	未定	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定期月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	備考
ごみ焼却施設	田辺市ごみ処理場	田辺市	ストーカー式	150t/24h	H28	老朽化による更新	無	
ごみ焼却施設	白浜町清掃センター	白浜町	准連続焼却式	55t/日	H27.03	老朽化による更新	無	
ごみ焼却施設	(仮称)新那智勝浦町クリーンセンター	那智勝浦町	准連続運転方式	19t/日	R7.03	地元協定による廃止により新設	未定	
ごみ焼却施設	宝島クリーンセンター	串本町古座川町衛生施設事務組合	機械バッチ式ストーカ炉	30t/日	R4.02	老朽化による更新	未定	構成町で起債を借り入れて大規模改修工事を実施
リサイクルセンター	マテリアルリサイクル推進施設	白浜町		3.0t/日	R4.03	新設	-	
リサイクルセンター	(仮称)新那智勝浦町クリーンセンター	那智勝浦町	選別・破碎・圧縮・梱包等	12t/日	R7.03	地元協定による廃止により新設	-	
リサイクルセンター	串本町リサイクルセンター	串本町	選別・圧縮減容・圧縮梱包・保管等	約7t/日	H28.04	施設の集約・資源化の推進のため新設	-	
最終処分場	紀南広域廃棄物最終処分場	紀南環境広域施設組合	管理型	198,000 m ³	R3.03	広域化のための新設	-	
し尿処理施設	汚泥再生処理センター	紀南環境衛生施設事務組合	前脱水型高負荷脱窒素処理	98kl/日	H29.03	老朽化による更新	-	

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）							目標
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
総 人 口		217,994	215,971	213,383	210,970	208,539	206,071	集計中	192,310
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	7,759	9,446	9,821	10,525	11,037	11,182	集計中	17,703
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.6%	4.4%	4.6%	5.0%	5.3%	5.4%	集計中	9.2%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	15,694	15,808	16,301	16,362	16,454	15,458	集計中	17,247
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7.2%	7.3%	7.6%	7.8%	7.9%	7.5%	集計中	9.0%
合 併 处 理 净 化 槽 等	汚水衛生処理人口	64,975	65,324	67,477	75,585	76,741	78,064	集計中	86,061
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	29.8%	30.2%	31.6%	35.8%	36.8%	37.9%	集計中	44.8%
コ ミ ュ ニ テ ィ プ ラ ン ト 等	汚水衛生処理人口	245	245	245	245	245	245	集計中	245
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	集計中	0.1%
未 处 理 人 口	汚水衛生未処理人口	129,321	125,148	119,539	108,253	104,062	101,122	集計中	71,054

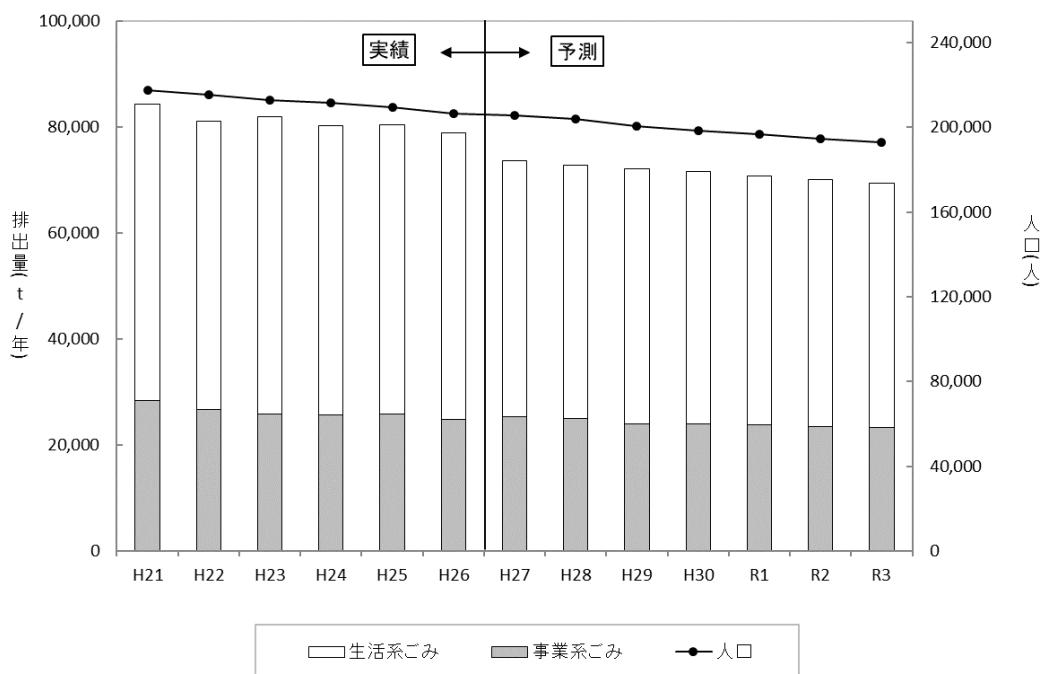
※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。添付資料5

5. 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

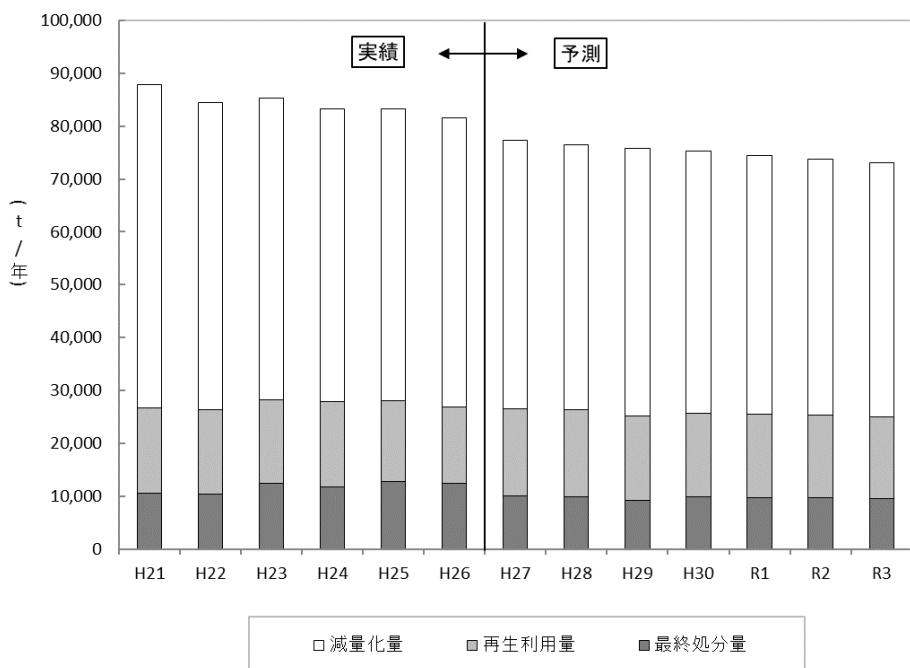
施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容		
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年月
浄化槽設置整備事業	田辺市	8,447	25,341	H1.04	896	2,688	R3年度
	新宮市	3,263	13,756	H3.04	308	773	R3年度
	みなべ町	547	2,236	H1.04	35	122	R3年度
	白浜町	2,374	7,239	S63	186	600	R3年度
	上富田町	1,770	5,580	H2	179	554	R3年度
	すさみ町	668	1,874	S62.04	63	197	R3年度
	那智勝浦町	1,818	3,654	H3.04	175	350	R3年度
	太地町	189	541	H6.04	62	161	R3年度
	古座川町	473	1,334	H3.04	51	127	R3年度
	串本町	1,600	4,181	H4.04	259	597	R3年度

添付資料 5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

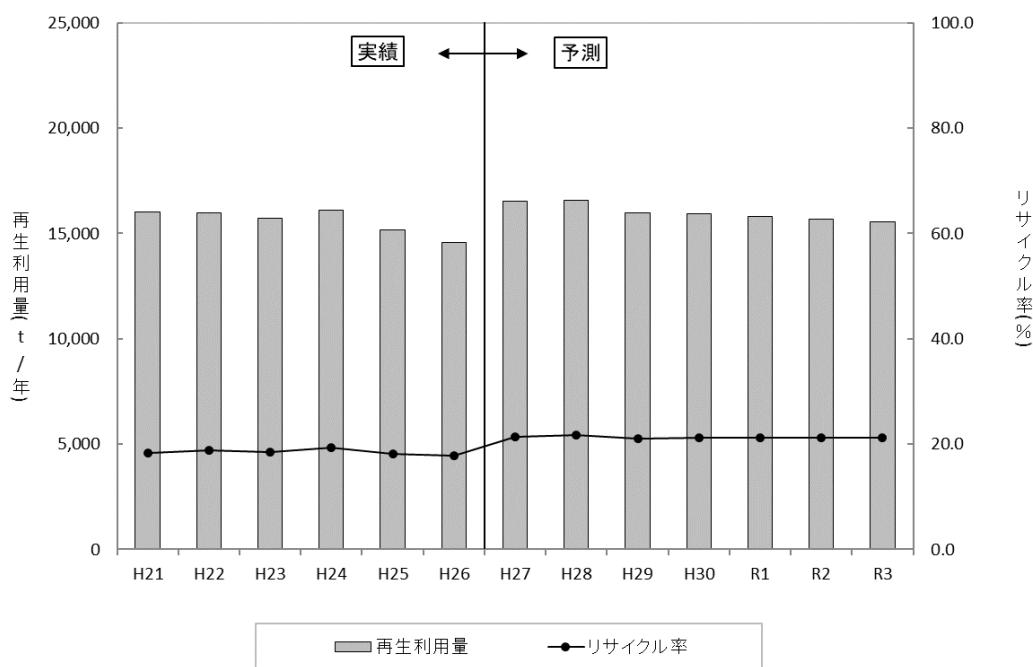
1. 人口及びごみ排出量の推移



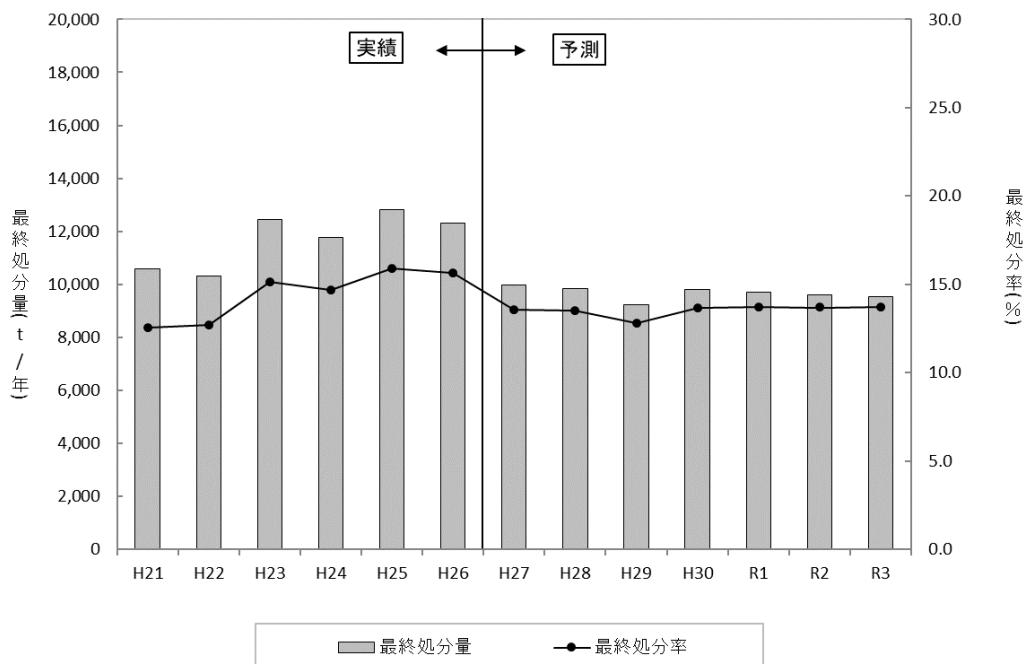
2. 処理・処分の推移



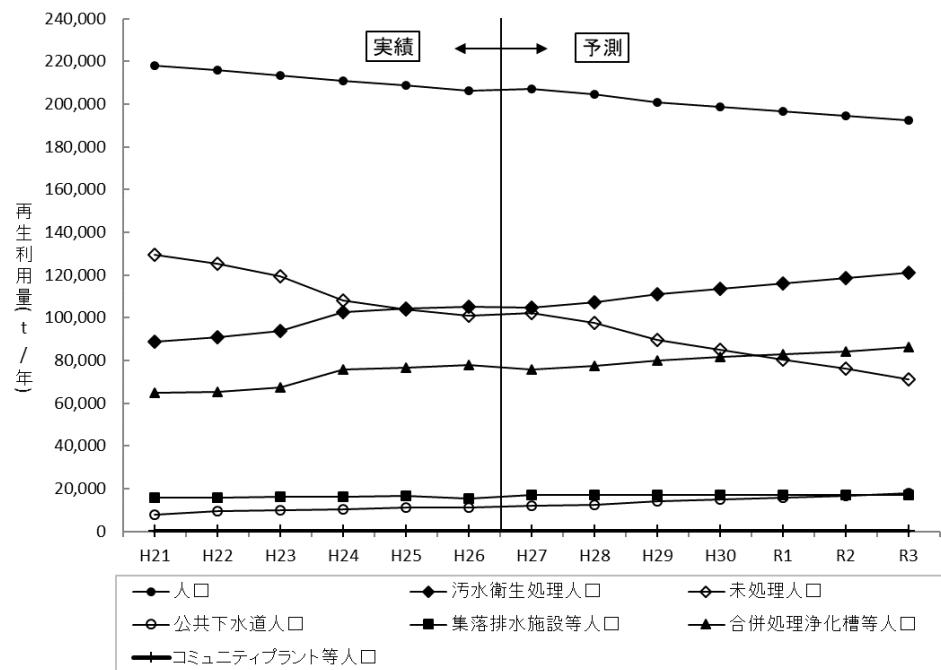
3. 再生利用量の推移



4. 最終処分量の推移



5. 生活排水処理人口の推移



添付資料 6 地域内の施設の現況と予定



番号	施設名（現況）	番号	施設名（予定）
①	田辺市ごみ処理場、（一般廃棄物焼却施設、容器包装プラスチックリサイクル施設、ストックヤード施設、一般廃棄物最終処分場、自走式破碎機）	㉓	紀南広域廃棄物最終処分場
②	新宮市クリーンセンター	㉔	(仮称) 新那智勝浦町クリーンセンター
③	みなべ町ごみ焼却場、資源ごみ選別施設		
④	白浜町清掃センター、白浜町リサイクルプラザ プラスチック製容器包装等圧縮施設		
⑤	日置川ごみ焼却場		
⑥	上大中クリーンセンター		
⑦	すさみ町ごみ焼却場、大辺路衛生センター		
⑧	那智勝浦町クリーンセンター		
⑨	太地町清掃センター		
⑩	宝島クリーンセンター、串本町清掃センター		
⑪	古座川町リサイクル作業場		
⑫	古座川町不燃物処理施設		
⑬	串本町資源ごみ保管施設、串本町最終処分場 串本町リサイクルセンター		
⑭	白浜町最終処分場		
⑮	家の谷最終処分場		
⑯	上富田町一般廃棄物最終処分場		
⑰	楠最終処分場		
⑱	清淨館		
⑲	白鳥苑		
⑳	南清園		
㉑	大浦浄苑し尿処理施設		
㉒	池野山環境衛生センター		

様式 2

環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

事業種別	事業番号※1	事業主体名称※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考							
				単位	開始	終了	平成28年度					平成29年度					平成30年度						
							1,175,995	1,054,961	0	0	0	121,034	904,518	904,518	0	0	0	0	0	上段 全体事業費 下段 第1期事業費	上段 全体交付対象事業費 下段 第1期交付対象事業費	構成団体	その他
○エネルギー回収等に関する事業																							
田辺市ごみ焼却施設基幹の設備改良事業	1	田辺市	150	t/24h	H28(H26)	H28	1,054,961	1,054,961	0	0	0	121,034	904,518	904,518	0	0	0	0	0	2,722,140 1,667,179	2,261,105 1,356,587		
熱回収施設整備事業	2	那智勝浦町	19	t/日	R2	R2	121,034					121,034		0					0	121,034 -	0 -	施設整備については令和6年度まで継続予定	
○再生利用に関する事業								121,034	0	0	0	0	121,034	0	0	0	0	0	0				
マテリアルリサイクル推進施設整備事業	3	那智勝浦町	12	t/日	R2	R2	121,034					121,034		0				0	121,034 -	0 -	施設整備については令和6年度まで継続予定		
○最終処分に関する事業							3,997,017	0	0	160,000	1,291,400	2,545,617	2,848,997	0	0	0	152,000	1,113,783	1,583,214				
紀南広域廃棄物最終処分場整備事業	4	紀南環境広域施設組合	198,000	m ³	H30	R2	3,997,017			160,000	1,291,400	2,545,617	2,848,997				152,000	1,113,783	1,583,214	3,997,017	2,848,997	田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	
○浄化槽に関する事業							878,082	77,762	187,115	177,534	207,141	228,530	837,410	77,762	183,695	175,282	189,477	211,194					
浄化槽設置整備事業	5	田辺市	896	基	H29	R2	403,178			88,609	89,984	108,499	116,086	365,754		85,189	87,732	92,283	100,550	403,178 -	365,754 -		
	6	新宮市	308	基	H29	R2	107,802			25,910	24,816	25,364	31,712	107,802		25,910	24,816	25,364	31,712	107,802 -	107,802 -		
	7	みなべ町	35	基	H28(H24)	R2	13,252	4,528	2,320	1,626	664	4,114	13,252	4,528	2,320	1,626	664	4,114	35,540 22,288	35,540 22,288			
	8	白浜町	186	基	H28(H23)	R2	71,764	15,458	13,422	12,030	15,020	15,834	68,516	15,458	13,422	12,030	13,572	14,034	224,414 152,650	221,166 152,650			
	9	上富田町	179	基	H28(H22)	R2	61,182	13,258	14,672	8,714	11,418	13,120	61,182	13,258	14,672	8,714	11,418	13,120	138,732 77,550	138,732 77,550			
	10	すさみ町	63	基	H28(H27)	R2	22,472	4,832	5,836	2,988	5,484	3,332	22,472	4,832	5,836	2,988	5,484	3,332	28,164 5,692	28,164 5,692			
	11	那智勝浦町	175	基	H28(H26)	R2	66,067	9,624	16,682	11,950	13,054	14,757	66,067	9,624	16,682	11,950	13,054	14,757	109,611 43,544	109,611 43,544			
	12	太地町	62	基	H28(H26)	R2	21,098	4,316	3,984	4,398	3,868	4,532	21,098	4,316	3,984	4,398	3,868	4,532	29,494 8,396	29,494 8,396			
	13	古座川町	51	基	H28(H22)	R2	18,428	5,242	3,716	2,656	3,466	3,348	18,428	5,242	3,716	2,656	3,466	3,348	75,418 56,990	75,418 56,990			
	14	串本町	259	基	H28(H22)	R2	92,839	20,504	11,964	18,372	20,304	21,695	92,839	20,504	11,964	18,372	20,304	21,695	345,739 252,900	345,739 252,900			
○施設整備に関する計画支援事業							22,737	0	0	0	8,547	14,190	22,737	0	0	0	8,547	14,190					
熱回収施設整備事業・マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る生活環境影響調査・発注仕様書作成・地質調査業務・施設整備基本計画の作成・施設基本設計・造成実施設計業務・発注支援業務	20	那智勝浦町			H31	R2	22,737				8,547	14,190	22,737				8,547	14,190	36,625 13,888	34,995 12,258	計画支援事業は令和3年度まで継続予定		
							6,194,865	1,132,723	187,115	337,534	1,507,088	3,030,405	4,813,662	982,280	183,695	327,282	1,311,807	1,808,598					
合 計																							

※ 事業期間の（ ）は1期及び2期全体の事業期間を表す。

※ 備考の各市町名は組合を構成する市町名を表す。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No.1)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
発生抑制、 再使用の推進に関する もの	30	ごみの有料化	家庭系ごみの排出量に応じてごみ処理費用を負担する仕組みの検討。	田辺市	H28	R2							
			持込みごみ、指定袋制による有料化。	新宮市	H28	R2							
			家庭系、事業系指定袋の導入及び直接搬入ごみの有料化。	みなべ町	H28	R2							
			もえるごみについては事業系・家庭系については、指定ごみ袋制度による均一従量制により課金しているが、直接搬入ごみや可燃性粗大ごみの手数料の改定を検討する。	白浜町	H28	R2							
			指定袋の販売、直接搬入については重量に応じて処理費用を徴収。	上富田町	H28	R2							
			指定袋購入による有料化。	すさみ町	H28	R2							
			指定袋制・直接搬入ごみや事業系ごみの処理手数料について、必要に応じて価格の見直しについて検討する。	古座川町・串本町	H28	R2							
31	指定袋制度	家庭系ごみの分別指定袋制度導入により分別意識の向上を図る。			H28	R2							
32	環境教育、普及啓発の推進	ごみに関する情報の提供、施設見学会、リサイクル展等をとおして啓発。		田辺市	H28	R2							
		ごみの減量化・再生利用等に関する啓発を徹底する。また教育啓発活動に積極的に取り組む。		古座川町・串本町	H28	R2							
33	環境教育	児童に対して施設見学会等の実施。		新宮市	H28	R2							
		ごみ行政について、各地区、各団体等への出前講座の開催（要望）		みなべ町	H28	R2							
		児童・生徒に対して、ごみ処理施設見学や出前講座の開催を通じて環境教育の充実を図る。また、ごみ説法者（廃棄物等減量推進員）と連携しつつ、資源ごみステーションでの早朝分別指導・啓発を実施するとともに、ごみゼロの日（5月30日）に一日センター長を委嘱し街頭啓発を行う。また、毎年ごみと環境フェアを開催し、ごみの減量とリサイクルに対する啓発を行っている。		白浜町	H28	R2							
		小学生を対象にしたごみ処理施設の見学会の実施。		上富田町	H28	R2							
		施設見学会や出前講座の充実。		那智勝浦町	H28	R2							
		施設見学会や出前講座の充実。		太地町	H28	R2							
		施設見学会や出前講座の充実。											

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No.2)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
啓発抑制	34	普及啓発	ごみ分別に関する情報の提供。	新宮市	H28	R2							
			地元住民や各諸団体、県や環境省と協働してクリーン作戦を実施し、環境美化に取組む。		H28	R2							
			「分別の仕方」パンフレット及び「ごみ時典」の各戸配布。	みなべ町	H28	R2							
			町民ボランティアによる全町一斉の海浜・河川の清掃を白浜町環境保全協議会の呼びかけで毎年実施する。		H28	R2							
			ごみ分別の徹底のため、町広報誌等を通じて啓発を行う。	上富田町	H28	R2							
			啓発運動の推進 分別収集カレンダーの配布 ホームページによる啓発		H28	R2							
			再生利用の促進と普及拡大	那智勝浦町	H28	R2							
			役割の明確化 ごみに係る地域組織・ネットワークづくり		H28 (H26)	R2							
			マイバック運動・レジ袋対策	太地町	H28	R2							
			生ごみの減量及び水切り運動の推進		H28	R2							
			生ごみの減量方法の啓発	太地町	H28	R2							
			適正な事業系ごみの減量化・資源化		H28	R2							
			事業者へのごみの減量・資源化に関する指導の強化	太地町	H28	R2							
			リースやレンタルの推進		H28	R2							
			食品ロスの抑制	太地町	H28	R2							
			民間の再使用ルートに関する情報の提供		H28	R2							
			処理困難物に対する処理方法の周知徹底。	太地町	H28	R2							
			啓発運動の推進 分別収集カレンダーの配布 ホームページによる啓発		H28	R2							
			再生利用の促進と普及拡大		H28	R2							
			役割の明確化 ごみに係る地域組織・ネットワークづくり		H28 (H26)	R2							

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No. 3)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	34	普及啓発	マイバック運動・レジ袋対策	太地町	H28	R2		協力店への要請の実施					
			生ごみの減量及び水切り運動の推進		H28	R2		推進・啓発・普及					
			生ごみの減量方法の啓発		H28	R2		啓発・普及					
			適正な事業系ごみの減量化・資源化		H28	R2		啓発・普及					
			事業者へのごみの減量・資源化に関する指導の強化		H28	R2		啓発・普及					
			リースやレンタルの推進		H28	R2		啓発・普及					
			食品ロスの抑制		H28	R2		啓発・普及					
			民間の再使用ルートに関する情報の提供		H28	R2		提供方法の検討・啓発・普及					
			処理困難物に対する処理方法の周知徹底。		H28	R2		処理方法の周知徹底					
35	助成、支援	住民団体等が実施する集団回収への支援。	田辺市	H28 R2				継続実施					
			生ごみ処理容器等購入助成。		継続実施								
		生ごみ処理容器の購入助成。	新宮市	H28 R2				継続実施					
		資源ごみ集団回収団体への助成、環境美化に取り組んでいる団体への助成、電気式生ごみ処理機設置補助。			継続実施								
		電気式生ごみ処理機購入時の補助。 資源ごみ（紙類）に対し、奨励金を交付。	みなべ町	H28 R2				継続実施					
		家庭用生ごみ処理機購入補助事業			継続実施								
		合併浄化槽の設置費用及び、ごみステーション用回収箱購入補助	上富田町	H28 R2				継続実施					
		生ごみ減量化推進補助金交付制度の普及促進に努めるとともに、必要に応じて見直していく。			助成、支援								
36	マイバック運動・レジ袋対策	レジ袋の削減に向けたマイバック持参運動の推進。	田辺市	H28 R2				継続実施					
		わかやまノーレジ袋推進協議会と協力し、レジ袋配布の自粛、マイバック運動の推進。			継続実施								
		わかやまノーレジ袋推進協議会と協力し、配布の自粛、マイバック運動の推進。	みなべ町	H28 R2				継続実施					

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No. 4)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要な 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	36	マイバッグ運動・レジ袋対策	和歌山県や白浜町環境保全協議会と連携し、マイバッグ運動（買物袋の持参運動）等を推進するとともに、廃物利用をしたマイバッグの利用の促進を図る。	白浜町	H28	R2								
								→ 継続事業						
資源化の推進	37		分別排出の徹底及び排出時の品質確保による資源化の促進。	上富田町	H28	R2		→ 継続実施						
								→ 運動推進等						
資源化の推進			<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の普及促進 家庭用生ごみ処理器における釣鐘型等コンポストについては、モニターを募り希望者に対して町から貸与する。また、電気式生ごみ処理器については、補助率又は上限額の増額を予定している。なお、本町の基幹産業である観光関連事業所から排出される廃棄物を減量するために、事業所用生ごみ処理器の購入補助を検討する。 ・廃食用油の回収の実施 家庭で不要となった使用済み天ぷら油等の廃食用油を現在も資源ごみとして回収しているが、回収した廃食用油を、軽油代替燃料のバイオディーゼル燃料（BDF）などのリサイクルを検討する。 ・剪定枝の資源化の推進 簡易焼却炉や野焼きの禁止に伴い、家庭や土地の所有者、占有者から排出される剪定木や除草に伴う草などを搬入者や造園関係者に協力を求め、できる限り分別搬入を行い、堆肥化や燃料化の取り組みを進める。 ・魚腸骨の資源化の推進 レジャー施設、大規模店舗及びチェーンストア等の協力による魚腸骨の分別収集を行い、資源化を推進する。 ・食品リサイクル推進指導 食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対して、関連機関とともに食品循環資源のリサイクル実施に関する推進指導を検討する。 現在、資源ごみとして排出されている古紙類について分別の再徹底に取組むことにより、ごみ排出量の削減を行うとともに、資源化の促進を行う。 	田辺市	H28	R2		→ 継続実施						
								→ 継続事業						
								→ 継続事業						
								→ 継続事業						
								→ 新規事業						
								→ 継続事業						
資源物の分別の推進			集団資源回収への支援	那智勝浦町	H28	R2		→ 集団資源回収団体に対する情報の提供						
								→ 推進・啓発・普及						
								→ 搬点回収の実施						
公共施設等での拠点回収			店頭回収の推進	那智勝浦町	H28	R2		→ 店頭回収実施店舗への協力要請						
								→ 調査・研究						
新たなリサイクル資源の調査研究					H28	R2								

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No. 5)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 開始 終了	交付金 必要の 要否	事業計画					備考
							平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	37	資源化の推進	集団資源回収への支援 資源物の分別の推進 公共施設等での拠点回収 店頭回収の推進 新たなりサイクル資源の調査研究	太地町	H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
事業系ごみの発生抑制	38	事業系ごみの発生抑制	事業者への減量化指導。 町が指定する事業者については、「多量排出事業者制度」に基づき、廃棄物管理責任者の選任と事業系ごみ減量計画の作成及び実績報告を義務付け、事業系ごみの発生抑制及びリサイクルの促進を検討する。 家庭系ごみ分別区分に準じ収集から処分を行う。また多量排出事業所へ「減量化・再資源化計画」の作成を推進する。	田辺市	H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
処理体制の構築、変更に関するもの	40	分別品目の変更	集団回収の品目として雑紙を追加。 廃食油の回収（年2回）。 現在、白浜町の日置川地域では、プラスチックを分別収集しております、白浜地域においてはプラスチック容器包装の分別収集を実施している。 プラスチック類の分別収集（定期収集）を平成27年10月から開始予定。 現状の分別区分を維持し、資源化を推進していく。	田辺市	H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
41	処理体制の構築、変更	家庭電リサイクル法対象品目以外の処理困難物（廃家電等）の資源化。 未設置の公共施設を中心として回収拠点の強化。 現有施設の廃止を進めるとともに、熱回収施設を確保する。	田辺市	那智勝浦町	H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
					H28	R2						
処理施設の整備に関するもの	1	田辺市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	基幹的設備改良事業	田辺市	H28	H28	○ 基幹的設備改良事業					
	2	熱回収施設整備事業	熱回収施設の整備	那智勝浦町	R2	R2	○					造成工事
	3	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	マテリアルリサイクル推進施設の整備	那智勝浦町	R2	R2	○					造成工事

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No. 6)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
処理施設の整備に関するもの	4	紀南広域廃棄物最終処分場整備事業	最終処分場整備事業	紀南環境広域施設組合	H30	R2	○							
	5	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽への転換促進	田辺市	H29	R2	○							
	6	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽への転換促進。	新宮市	H29	R2	○							
	7	浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の汚濁に対処し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために事業を推進する。	みなべ町	H28 (H24)	R2	○							
	8	浄化槽設置整備事業	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。	白浜町	H28 (H23)	R2	○							
	9	浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止。	上富田町	H28 (H22)	R2	○							
	10	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽整備事業	すさみ町	H28 (H27)	R2	○							
	11	浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止。	那智勝浦町	H28 (H26)	R2	○							
	12	浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止。	太地町	H28 (H26)	R2	○							
	13	浄化槽設置整備事業	合併浄化槽の設置を促進する。	古座川町	H28 (H22)	R2	○							
	14	浄化槽設置整備事業	合併浄化槽の設置を促進する。	串本町	H28 (H22)	R2	○							
	20	事業番号2及び事業番号3に係る計画支援に関するもの	生活環境影響調査・地質調査・施設整備基本計画・施設基本設計・造成実施設計・発注仕様書作成・発注支援業務	那智勝浦町	H31	R2	○						生活環境影響調査 地質調査、施設整備基本計画 施設基本設計、造成実施設計 発注仕様書作成・発注支援業務	
その他	50	家電リサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発。	田辺市	H28	R2								
			家電リサイクル法の対象物について、適正な回収がなされるように関連団体や事業者と協力して、普及啓発を行う。	新宮市	H28	R2								
			廃家電リサイクルについて、適切な回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行う。	みなべ町	H28	R2								

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No. 7)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 開始 終了	交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
							平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
その他	50	家電リサイクルに関する普及啓発	各リサイクル法の対象物については、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や事業者などと協力して普及啓発を行う。	白浜町	H28 R2								
							継続事業						
	51	不法投棄対策	適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行う。	上富田町	H28 R2								
							継続実施						
	52	災害時の廃棄物対策	冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、テレビ、エアコンを特定家電として分別。	すさみ町	H28 R2								
							継続実施						
上富田町	53	上富田町災害廃棄物処理基本計画	災害時に発生する廃棄物の処理体制を確保する。	田辺市	H28 R2								
							災害時の廃棄物処理体制の確保						
54	55	56	上富田町災害廃棄物処理基本計画	新宮市	H28 R2								
							継続実施						
57	58	59	上富田町災害廃棄物処理基本計画	那智勝浦町	H28 R2								
							監視体制の強化と意識向上の啓発						
60	61	62	上富田町災害廃棄物処理基本計画	太地町	H28 R2								
							監視体制の強化と意識向上の啓発						
63	64	65	上富田町災害廃棄物処理基本計画	古座川町・串本町	H28 R2								
							普及啓発、強化等						
66	67	68	上富田町災害廃棄物処理基本計画	白浜町	H28 R2								
							災害時の廃棄物処理体制の確保						
69	70	71	上富田町災害廃棄物処理基本計画	みなべ町	H28 R2								
							継続実施						
72	73	74	上富田町災害廃棄物処理基本計画	那智勝浦町	H28 R2								
							監視体制の強化と意識向上の啓発						
75	76	77	上富田町災害廃棄物処理基本計画	太地町	H28 R2								
							監視体制の強化と意識向上の啓発						
78	79	80	上富田町災害廃棄物処理基本計画	古座川町・串本町	H28 R2								
							普及啓発、強化等						
81	82	83	上富田町災害廃棄物処理基本計画	白浜町	H28 R2								
							災害時の廃棄物処理体制の確保						
84	85	86	上富田町災害廃棄物処理基本計画	新宮市	H28 R2								
							継続実施						
87	88	89	上富田町災害廃棄物処理基本計画	みなべ町	H28 R2								
							継続実施						
90	91	92	上富田町災害廃棄物処理基本計画	那智勝浦町	H28 R2								
							監視体制の強化と意識向上の啓発						
93	94	95	上富田町災害廃棄物処理基本計画	太地町	H28 R2								
							監視体制の強化と意識向上の啓発						
96	97	98	上富田町災害廃棄物処理基本計画	古座川町・串本町	H28 R2								
							普及啓発、強化等						
99	100	101	上富田町災害廃棄物処理基本計画	白浜町	H28 R2								
							災害時の廃棄物処理体制の確保						
102	103	104	上富田町災害廃棄物処理基本計画	新宮市	H28 R2								
							継続実施						
105	106	107	上富田町災害廃棄物処理基本計画	那智勝浦町	H28 R2								
							監視体制の強化と意識向上の啓発						
108	109	110	上富田町災害廃棄物処理基本計画	太地町	H28 R2								
							監視体制の強化と意識向上の啓発						
111	112	113	上富田町災害廃棄物処理基本計画	古座川町・串本町	H28 R2								
							普及啓発、強化等						
114	115	116	上富										

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No.8)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
その他	52	災害時の廃棄物対策	災害廃棄物の適正処理体制を整備するとともに、県及び近隣市町村と連携して協力体制の確保に努める。 災害発生時における関係機関との連係の構築。	すさみ町	H28	R2		→ 継続事業						
				那智勝浦町	H28	R2		→ 災害発生時における関係機関との連携の構築						
				太地町	H28	R2		→ 災害発生時における関係機関との連携の構築						
53	再利用先の確保、再生製品の需要拡大	災害ごみの広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。	古座川町・串本町	H28	R2		→ 連携体制の構築							
		住民や事業者主体のリサイクル活動に対して広報紙等による情報提供や、活動場所の提供を行う。	新宮市	H28	R2		→ 継続実施							
			ペットボトルをエコ製品として指定袋や衣類にリサイクルしている。また、今後年2回回収している廃食油をBDF化しごみ收集車等へ利用する。	みなべ町	H28	R2		→ 継続実施						
		古紙等資源ごみ集団回収補助金交付事業（対象：各団体）	すさみ町	H28	R2		→ 継続実施							
54	生活排水対策	府用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や再生品等の使用に努める。	古座川町・串本町	H28	R2		→ 再使用の促進							
		粗大ごみ等の修理・展示等を行い、再生利用品の有効利用を検討する。	串本町	H28	R2		→ 有効利用の検討							
			浄化槽の普及促進を進めるとともに、資源ごみの日の廃食油回収、三角コーナーネットの使用、拭取紙等の排出抑制用品の使用について、広報を通じて啓発を行う。	白浜町	H28	R2		→ 継続事業						
		生活排水の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るために、広報・啓発活動を実施する。	すさみ町	H28	R2		→ 継続実施					関連事業 14. 15		
55	ボランティアへの協力	合併浄化槽への転換等を、広報等により啓発していく。	古座川町・串本町	H28	R2		→ 水洗化の普及・啓発							
		浄化槽の保守・点検、清掃の徹底を推進する。	白浜町	H28	R2		→ 浄化槽の適正管理							
		日置小学校・日置中学校が主となり地元の海岸を清掃する大崎クリーンアップ作戦など小中学校や地域・ボランティアによる清掃に協力していく。	白浜町	H28	R2		→ 継続事業							
56	温室効果ガス排出量の管理と排出削減	汚泥再生処理施設にて、リン回収による資源化を図る。	串本町古座川町衛生施設事務組合	H28	R2		→ 温室効果ガスの管理と排出削減							
57	資源化						→ 資源化							

【参考資料様式 1】

施設概要（リサイクル推進施設系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	那智勝浦町
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設
(3) 工期	令和2年度～令和6年度 (令和3年度以降については次期計画で実施予定)
(4) 施設規模	処理能力 約 12t/日
(5) 処理方式	選別、破碎、圧縮、梱包等
(6) 地域計画内の役割	資源物の選別、破碎、圧縮、梱包等
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固体燃料化施設」を整備する場合

(9) 固体燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	缶類、ビン類、有害危険ごみ、その他（金属類、小型家電等）
--------------	------------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12) 事業計画額	本計画 121,034 千円 次期計画 395,000 千円
------------	-----------------------------------

【参考資料様式 2】

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	田辺市		
(2) 施設名称	田辺市ごみ処理場（ごみ焼却施設）		
(3) 工期	平成 28 年度（平成 26 年度～平成 28 年度）		
(4) 施設規模	処理能力 150t/日（75t/日 × 2 炉）		
(5) 形式及び処理方式	ストー式		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無	有（発電効率 %）	・ <input checked="" type="radio"/> 無
	2. 熱回収の有無	（有）（熱回収率 8.9%）	・ 無
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備改良事業の実施により、施設の延命化及びCO ₂ 削減（CO ₂ 削減率 17.3%程度）		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	（無）	

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 N m ³ /t
	2. 発生ガス量 N m ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	(1期(H22～H27)：1,667,179 千円) 2期(H28～H32)：1,054,961 千円 (全体(H22～H32)：2,722,140 千円)
------------	--

【参考資料様式 2】

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	那智勝浦町		
(2) 施設名称	熱回収施設		
(3) 工期	令和2年度～令和6年度 (令和3年度以降については次期計画で実施予定)		
(4) 施設規模	処理能力 約 19t/日 (9.5t/16h × 2炉)		
(5) 形式及び処理方式	准連続運転方式		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) • <input checked="" type="radio"/> 無	2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 (熱回収率 10.0%) • 無	
(7) 地域計画内の役割	廃棄物循環型社会形成を推進する拠点施設として、ごみ処理により発生する熱エネルギーを有効活用する。		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 N m ³ /t
	2. 発生ガス量 N m ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	本計画 121,034 千円 次期計画 2,085,000 千円
------------	-------------------------------------

【参考資料様式 4】

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	紀南環境広域施設組合		
(2) 施設名称	紀南広域廃棄物最終処分場		
(3) 工期	平成 30 年度 ~ 令和 2 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積約 約 150,000 m ²	埋立面積 約 24,000 m ²	埋立容量 約 198,000 m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和 3 年度 埋立終了 令和 18 年度		
(6) 跡地利用計画	今後検討		
(7) 地域計画内の役割	紀南広域内で発生した廃棄物の中間処理残渣（選別、圧縮、破碎、脱水、焼却等による残渣）等を埋立処分する。		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	無	
(9) 事業計画額	3,997,017 千円		

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	田辺市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：浄化槽の整備を推進することにより、水環境への汚濁負荷量を低減し、望ましい水環境の形成に寄与することにより、循環型社会の形成推進を図る。 内容：浄化槽を整備しようとする者に対し補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成29年度～令和2年度
(5) 事業対象地域の要件	田辺市内全域を対象とする。ただし、下記の区域を除く。 ①公共下水道事業計画の認可区域 ②集落排水事業その他の排水処理施設整備事業の実施区域又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 365,754千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (2,688人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	770基 (2,310人分)	334,200千円	305,080千円	296,440千円
6～7人槽	83基 (249人分)	41,916千円	41,436千円	40,428千円
8～10人槽	35基 (105人分)	20,870千円	21,850千円	20,870千円
11～20人槽	6基 (18人分)	6,246千円	5,337千円	5,241千円
21～30人槽	1基 (3人分)	1,860千円	1,255千円	1,255千円
31～50人槽	1基 (3人分)	2,496千円	1,520千円	1,520千円
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	896基 (2,688人分)	407,588千円	376,478千円	365,754千円

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	新宮市		
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業		
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水の適正処理をすることで、生活環境の保全と公共衛生の向上を図り、快適な環境づくりを推進する。		
(4) 事業期間	平成29年度～令和2年度		
(5) 事業対象地域の要件	ア(ウ)(カ)		
(6) 事業計画額	交付対象事業費 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費	107,802千円 0千円 0千円	

○ 事業計画額の内容及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (773人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	282基 (706人分)	95,514千円	95,514千円	95,514千円
6～7人槽	20基 (51人分)	8,820千円	8,820千円	8,820千円
8～10人槽	6基 (16人分)	3,468千円	3,468千円	3,468千円
11～20人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	308基 (773人分)	107,802千円	107,802千円	107,802千円

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	みなべ町			
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業			
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の汚濁に対処し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために事業を推進する。			
(4) 事業期間	平成28年度（平成24年度）～令和2年度			
(5) 事業対象地域の要件	ア(ウ)			
(6) 事業計画額	交付対象事業費 (1期(H22～H27)： 22,288千円) 2期(H28～R2)： 13,252千円 (全体(H22～R2)： 35,540千円) うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円			

○ 事業計画額の内容及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (122人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	20基 (59人分)	6,640千円	6,640千円	6,640千円
6～7人槽	12基 (44人分)	4,968千円	4,968千円	4,968千円
8～10人槽	3基 (19人分)	1,644千円	1,644千円	1,644千円
11～20人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	35基 (122人分)	13,252千円	13,252千円	13,252千円

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(2) 事業主体名	白浜町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：生活雑排水による公共用渓域の水質汚濁を防止することを目的とする。 内容：浄化槽を整備しようとする者に対し補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成28（平成23年度）～令和2年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道整備が当分の間見込まれない地域及び農業集落排水事業計画における事業採択予定区域以外の地域について、浄化槽を設置整備する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 （1期（H23～H27）：152,650千円） （2期（H28～R2）：68,516千円） （全体（H22～R2）：221,166千円） うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (600人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	153基（459人分）	52,866千円	52,866千円	52,866千円
6～7人槽	24基（72人分）	10,996千円	10,996千円	10,996千円
8～10人槽	7基（49人分）	3,468千円	3,468千円	3,468千円
11～20人槽	1基（10人分）	548千円	548千円	548千円
21～30人槽	1基（10人分）	638千円	638千円	638千円
31～50人槽	基（人分）	千円	千円	千円
51人槽以上	基（人分）			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	186基（600人分）	68,516千円	68,516千円	68,516千円

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	上富田町		
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業		
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止		
(4) 事業期間	平成28年度（平成22年度）～令和2年度		
(5) 事業対象地域の要件	ア（ウ）		
(6) 事業計画額	交付対象事業費 (1期(H22～H27) : 77,550千円) 2期(H28～R2) : 61,182千円 (全体(H22～R2) : 138,732千円) うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円		

○ 事業計画額の内容及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (554人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	168基 (504人分)	56,226千円	56,226千円	56,226千円
6～7人槽	8基 (32人分)	3,312千円	3,312千円	3,312千円
8～10人槽	3基 (18人分)	1,644千円	1,644千円	1,644千円
11～20人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	179基 (554人分)	61,182千円	61,182千円	61,182千円

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	すさみ町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	公共水域への未処理汚水の排出防止及び公共水域の清浄化
(4) 事業期間	平成28年度（平成27年度）～令和2年度
(5) 事業対象地域の要件	ア（ウ）水道水源の流域 （カ）自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 （1期(H22～H27)：5,692千円） （2期(H28～R2)：22,472千円） （全体(H22～R2)：28,164千円） うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内容及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (197人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	55基（163人分）	19,160千円	19,160千円	19,160千円
6～7人槽	8基（34人分）	3,312千円	3,312千円	3,312千円
8～10人槽	0基（0人分）	0千円	0千円	0千円
11～20人槽	基（人分）	千円	千円	千円
21～30人槽	基（人分）	千円	千円	千円
31～50人槽	基（人分）	千円	千円	千円
51人槽以上	基（人分）			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	63基（197人分）	22,472千円	22,472千円	22,472千円

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	那智勝浦町			
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業			
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上を図る。汚水処理人口向上のため、合併浄化槽の整備を推進する。			
(4) 事業期間	平成28年度（平成26年度）～令和2年度			
(5) 事業対象地域の要件	那智勝浦町全域とする。ただし、公共下水道が整備された地域を除く。			
(6) 事業計画額	交付対象事業費 (1期(H26～H27) : 43,544千円) 2期(H28～R2) : 66,067千円 (全体(H22～R2) : 109,611千円) うち (以下の事業を実施する場合) • 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 • 浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円			

○ 事業計画額の内容及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基數 (350人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	145基 (290人分)	51,435千円	51,435千円	51,435千円
6～7人槽	22基 (44人分)	9,768千円	9,768千円	9,768千円
8～10人槽	4基 (8人分)	2,192千円	2,192千円	2,192千円
11～20人槽	3基 (6人分)	2,124千円	2,124千円	2,124千円
21～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	1基 (2人分)	548千円	548千円	548千円
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	175基 (350人分)	66,067千円	66,067千円	66,067千円

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　和歌山県

(1) 事業主体名	太地町		
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業		
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上を図る。汚水処理 人口向上のため、合併処理浄化槽の整備を推進する。		
(4) 事業期間	平成28年度（平成26年度）～令和2年度		
(5) 事業対象地域の要件	太地町全域とする。ただし、公共下水道事業計画区域を除く		
(6) 事業計画額	交付対象事業費 (1期(H26～H27) : 8,396千円) 2期(H28～R2) : 21,098千円 (全体(H22～R2) : 29,494千円) うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円		

○ 事業計画額の内容及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基數 (161人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	59基 (152人分)	19,588千円	19,588千円	19,588千円
6～7人槽	1基 (3人分)	414千円	414千円	414千円
8～10人槽	2基 (6人分)	1,096千円	1,096千円	1,096千円
11～20人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	62基 (161人分)	21,098千円	21,098千円	21,098千円

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	古座川町			
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業			
(3) 事業の実施目的及び内容	本町の河川はすべて水道資源でもあるので、浄化槽を普及推進させて水質の汚濁防止と環境保全に取り組むものとする。			
(4) 事業期間	平成28年度（平成22年度）～令和2年度			
(5) 事業対象地域の要件	古座川町全域			
(6) 事業計画額	交付対象事業費 うち （以下の場合）	(1期(H22～H27) : 56,990千円) 2期(H28～R2) : 18,428千円 (全体(H22～R2) : 75,418千円)	・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費	0千円 0千円

○ 事業計画額の内容及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基數 (127人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	47基（117人分）	16,414千円	16,414千円	16,414千円
6～7人槽	2基（5人分）	918千円	918千円	918千円
8～10人槽	2基（5人分）	1,096千円	1,096千円	1,096千円
11～20人槽	基（人分）	千円	千円	千円
21～30人槽	基（人分）	千円	千円	千円
31～50人槽	基（人分）	千円	千円	千円
51人槽以上	基（人分）			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	51基（127人分）	18,428千円	18,428千円	18,428千円

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	串本町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町内の河川は、そのほとんどに水道水源が設置されており、町内全域を対象として浄化槽の普及に努め、生活排水による公共用水域の汚濁等、環境悪化に対処し、生活環境の保全・公衆衛生の向上に努める。
(4) 事業期間	平成28年度（平成22年度）～平成32年度
(5) 事業対象地域の要件	串本町全域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 (1期(H22～H27) : 252,900千円) 2期(H28～R2) : 92,839千円 (全体(H22～R2) : 345,739千円) うち (以下の事業を実施する場合) • 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 • 浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内容及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (597人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	232基 (504人分)	81,125千円	81,125千円	81,125千円
6～7人槽	23基 (73人分)	9,522千円	9,522千円	9,522千円
8～10人槽	4基 (20人分)	2,192千円	2,192千円	2,192千円
11～20人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合 計	259基 (597人分)	92,839千円	92,839千円	92,839千円

【参考資料様式 7】

計画支援概要

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	那智勝浦町
(2) 事業目的	熱回収施設整備及びマテリアルリサイクル推進施設整備のため
(3) 事業名称	熱回収施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る 計画支援事業
(4) 事業期間	平成31年度～令和3年度 (令和3年度以降については次期計画で実施予定)
(5) 事業概要	生活環境影響調査・地質調査業務・施設整備基本計画・施設基本設計・造成実施設計・発注仕様書作成・発注支援業務

(6) 事業計画額	本計画 22,737千円 次期計画 2,200千円
-----------	------------------------------